

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月27日
【事業年度】	第57期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 雅明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 草野 実
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 草野 実
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益	(百万円)	210,636	207,546	206,398	211,804	213,693
経常利益	(百万円)	4,058	26,747	20,737	29,486	33,515
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,021	22,699	18,481	24,577	28,690
包括利益	(百万円)	5,225	24,599	22,086	24,028	29,861
純資産額	(百万円)	197,801	225,804	249,973	274,023	303,908
総資産額	(百万円)	4,480,366	4,776,000	4,928,726	5,152,900	5,329,058
1株当たり純資産額	(円)	117.11	56.16	20.07	77.95	95.33
1株当たり当期純利益金額	(円)	4.42	29.35	22.95	17.46	15.44
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	1.76	13.21	10.75	14.30	15.43
自己資本比率	(%)	4.4	4.7	5.1	5.3	5.7
自己資本利益率	(%)	1.5	10.7	7.8	9.4	9.9
株価収益率	(倍)	67.19	7.09	8.50	12.83	13.02
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,626	34,756	8,288	42,279	104,697
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,684	30,417	648	22,434	27,962
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	25,301	36,474	1,125	111,787	152,420
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	150,638	123,131	131,983	178,792	198,498
従業員数	(人)	4,552	4,650	4,507	4,416	4,456
[外、平均臨時従業員数]		[5,164]	[4,751]	[4,573]	[4,559]	[4,564]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
営業収益 (百万円)	198,932	194,826	194,956	199,799	201,526
経常利益 (百万円)	2,880	25,225	19,021	27,501	31,641
当期純利益 (百万円)	2,331	21,627	18,481	23,139	27,138
資本金 (百万円)	150,006	150,008	150,013	150,015	150,028
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	711,049	789,099	816,193	1,717,951	1,718,163
優先株式	285,000	270,020	266,240	140,000	140,000
純資産額 (百万円)	192,742	214,741	235,759	258,551	287,591
総資産額 (百万円)	4,422,515	4,717,286	4,863,479	5,081,940	5,252,718
1株当たり純資産額 (円)	124.12	70.14	37.44	68.95	85.84
1株当たり配当額 (円)					
普通株式 (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2.00 (-)
第一回種優先株式 (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11.35 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.41	27.96	22.95	16.44	14.61
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	1.36	12.59	10.75	13.46	14.60
自己資本比率 (%)	4.4	4.6	4.8	5.1	5.5
自己資本利益率 (%)	1.2	10.6	8.2	9.4	9.9
株価収益率 (倍)	87.10	7.44	8.50	13.63	13.76
配当性向 (%)	-	-	-	-	13.7
従業員数 (人)	3,812	3,976	3,819	3,701	3,658
[外、平均臨時従業員数]	[4,038]	[3,714]	[3,493]	[3,410]	[3,409]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

2【沿革】

(1) 当社の創立経緯及び商号変更

当社（オリエントコーポレーション）の設立年月日は昭和26年3月15日ではありますが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更（500円から50円に変更）のため、昭和49年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革について記載いたします。

昭和29年12月	協同組合広島クーポンを設立。
昭和36年8月	広島信用販売株式会社を設立。
昭和42年5月	広島信販株式会社に商号変更。
昭和49年4月	株式額面変更のため、株式会社オリエントファイナンス（昭和26年3月設立）と合併。
平成元年10月	株式会社オリエントコーポレーションに商号変更。

(2) 当社での事業の主な変遷

昭和36年8月	協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始。
昭和44年4月	割賦債権買取（個品あっせん）業務を開始。
昭和44年11月	協同組合広島クーポンの主事業である割賦販売あっせん（総合あっせん）に関するすべての営業を譲り受け、クレジットカード発行業務を開始。
昭和47年10月	キャッシングサービス業務を開始。
昭和47年12月	本社の新社屋を広島市中区幟町14番8号に建設移転。
昭和49年10月	株式を広島証券取引所に上場。
昭和51年10月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場。
昭和52年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和53年6月	本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転。
昭和54年9月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第一部に指定。
昭和58年11月	金融機関の個人向融資を対象とする保証業務を開始。
平成11年2月	MasterCardのアクワイアリング業務（当社加盟店における他社発行MasterCardの取扱業務）を開始。
平成12年9月	本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1（現所在地）に建設移転。
平成16年7月	株式会社みずほ銀行とリテール分野における包括業務提携を行うことで合意。
平成17年2月	伊藤忠商事株式会社と資本・業務提携を行うことで合意。
平成17年4月	ユーシーカード株式会社のみずほ銀行向け無担保個人人口ローン保証事業を承継。
平成18年11月	楽天K C株式会社のクレジット事業部門を承継。
平成19年8月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第二部へ指定替え。
平成22年9月	第一回B種優先株式ないし第一回H種優先株式全株式の普通株式への転換行使により、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となる。
平成23年3月	株式を東京証券取引所市場第一部に指定（復帰）。
平成23年5月	大阪証券取引所市場第二部への株式上場を廃止。

(3) 主なグループ会社の設立及び業務の変遷

昭和60年12月	株式会社オリコ商事（現株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ）を設立。
平成2年3月	株式会社オートリ（大証第二部上場）に資本参加。
平成10年4月	台湾歐利克（股）有限公司を合併にて設立し、台湾でのオートローン事業を開始。
平成11年1月	サービサーの日本債権回収株式会社を設立。
平成15年6月	営業推進専門会社2社設立。（株式会社オリコ中部・中四国）
平成16年2月	営業推進専門会社5社設立。（株式会社オリコ東北・関西・九州・北海道・関東）
平成16年3月	サービサーのオリファサービス債権回収株式会社を設立。
平成18年4月	営業推進専門会社の統括管理を目的として株式会社オリコオートホールディングス（株式会社オリコサポート）を設立。
平成19年3月	伊藤忠保険サービス株式会社に資本参加し伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に社名変更。オートローン保証会社、株式会社CAL信用保証を設立。
平成19年5月	営業推進専門会社設立。（株式会社オリコ東京）
平成20年3月	営業推進専門会社設立。（株式会社オリコ西関東）
	個人向けオートリース会社、株式会社オリコオートリースを合併にて設立。
平成24年3月	株式会社オートリへの普通株式の公開買付け等の実施により同社を100%（議決権に対する所有割合）子会社化。（大証第二部への株式上場を廃止）

平成25年 2月 営業推進専門会社 9社を株式会社オリコサポートに吸収合併し、営業推進業務を当社に集約。(株式会社オリコサポートは同年10月清算)

平成25年12月 台湾歐利克(股)有限公司を清算。

平成27年 4月 小口リース会社、株式会社オリコビジネスリースを合併にて設立。

平成27年 5月 Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.を設立し、タイでのオートローン事業を開始。

3【事業の内容】

オリコグループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他に債権管理回収業務や信販周辺業務など、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報 1. 報告セグメントの概要」に記載のとおりであります。

a 事業の種類

（信販業）

オリコグループにおきましては、主として個品割賦事業、カード・融資事業、銀行保証事業、決済・保証事業を行っており、主な内容は次のとおりであります。

1. 個品割賦事業

(1) 立替払い方式

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社がその代金を顧客に代って加盟店に立替払を行い、顧客からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

(2) 信用保証方式（提携ローン）

消費者から提携業者もしくは提携金融機関を通じて当社へ借入申込があった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

上記(1)(2)の主要商品は次のとおりであります。

オートローン

ショッピングクレジット（学費・住宅リフォームローンなど）

2. カード・融資事業

(1) 自社カード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にクレジットカード（オリコカード）を発行し、会員は当社の加盟店（百貨店、専門店、その他）で、カードを呈示してサインをすることなどにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができ、その代金は当社が会員に代って加盟店に立替払を行い、会員からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

(2) 提携カード

商店街、量販店、百貨店等と提携し、当社が各々の顧客に対するクレジットカードの発行、信用調査、立替払、回収等の業務を代行しております。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

(3) キャッシングサービス

当社のクレジットカード会員に対する融資であり、会員の信用状況に応じて提携金融機関のATM等により融資を行い、会員からはその融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

(4) ローンカード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にあらかじめ信用供与限度額（融資限度額）を設定した融資専用カードを発行し、会員の信用状況に応じて提携金融機関のATM等により融資を行い、会員からは融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

(5) その他

マイティエール（目的ローン）等の商品名による無担保融資等を行っております。

3. 銀行保証事業

消費者からの提携金融機関に対する借入申込に際し、提携金融機関からの保証依頼に基づく信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

4. 決済・保証事業

(1) 家賃決済保証

アパート・マンション等の賃貸借契約において発生する毎月の賃料を、当社が信用調査のうえ承認した顧客（賃借人）より集金し、不動産管理会社又は不動産賃貸管理会社へ支払い及び保証を行っております。

(2) 売掛金決済保証

当社加盟店と顧客との企業間取引における売掛金を、当社が信用調査のうえ承認した顧客より集金し、当社加盟店へ支払い及び保証を行っております。

(3) 小口リース保証

事業者等からの提携リース会社に対するリース申込に際し、提携リース会社からの保証依頼に基づく信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証及び集金業務・管理回収により提携リース会社がリース契約を行うものであります。

(4) 集金代行

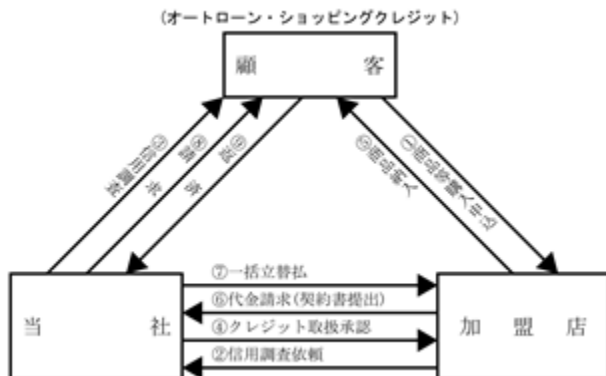
当社加盟店からの依頼に基づき顧客から各種費用の徴収・収納代行を行っております。

b 主な事業の取引経路

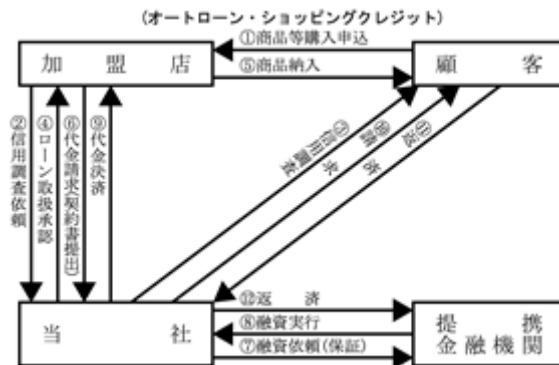
(信販業)

1. 個品割賦事業

(1) 立替払い方式

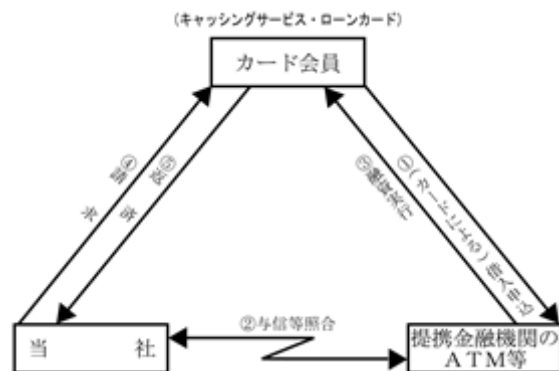
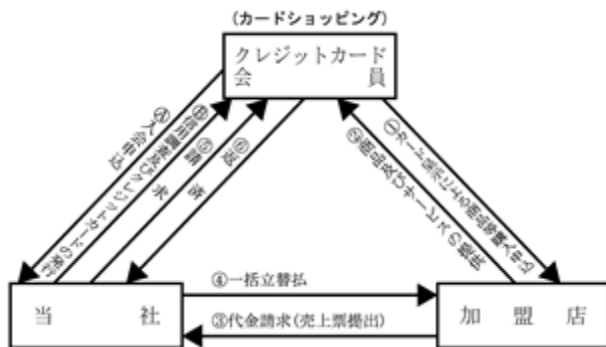


(2) 信用保証方式(提携ローン)

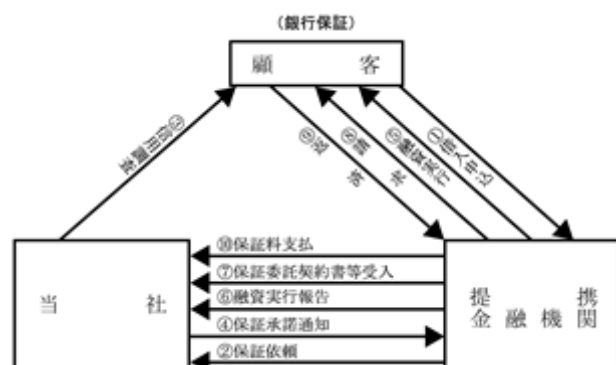
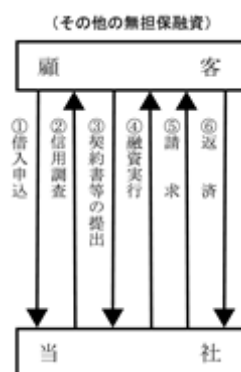


(注) メーカー、商社等の系列販売店を有する加盟店の場合は、図の 加盟店 は傘下の販売店で行い、加盟店(メーカー、商社等)を通じて当社と取引を行うこととなります。

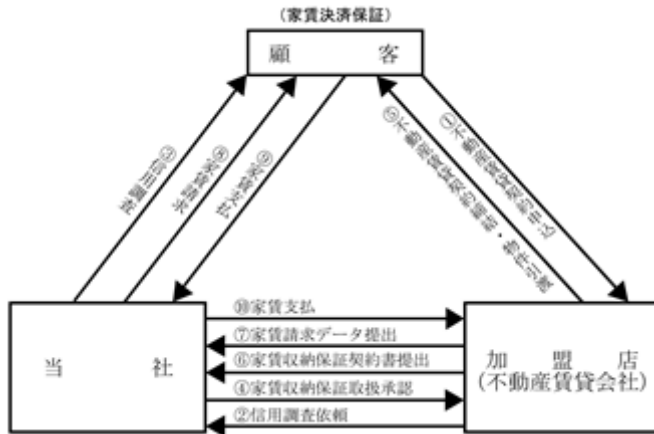
2. カード・融資事業



3. 銀行保証事業

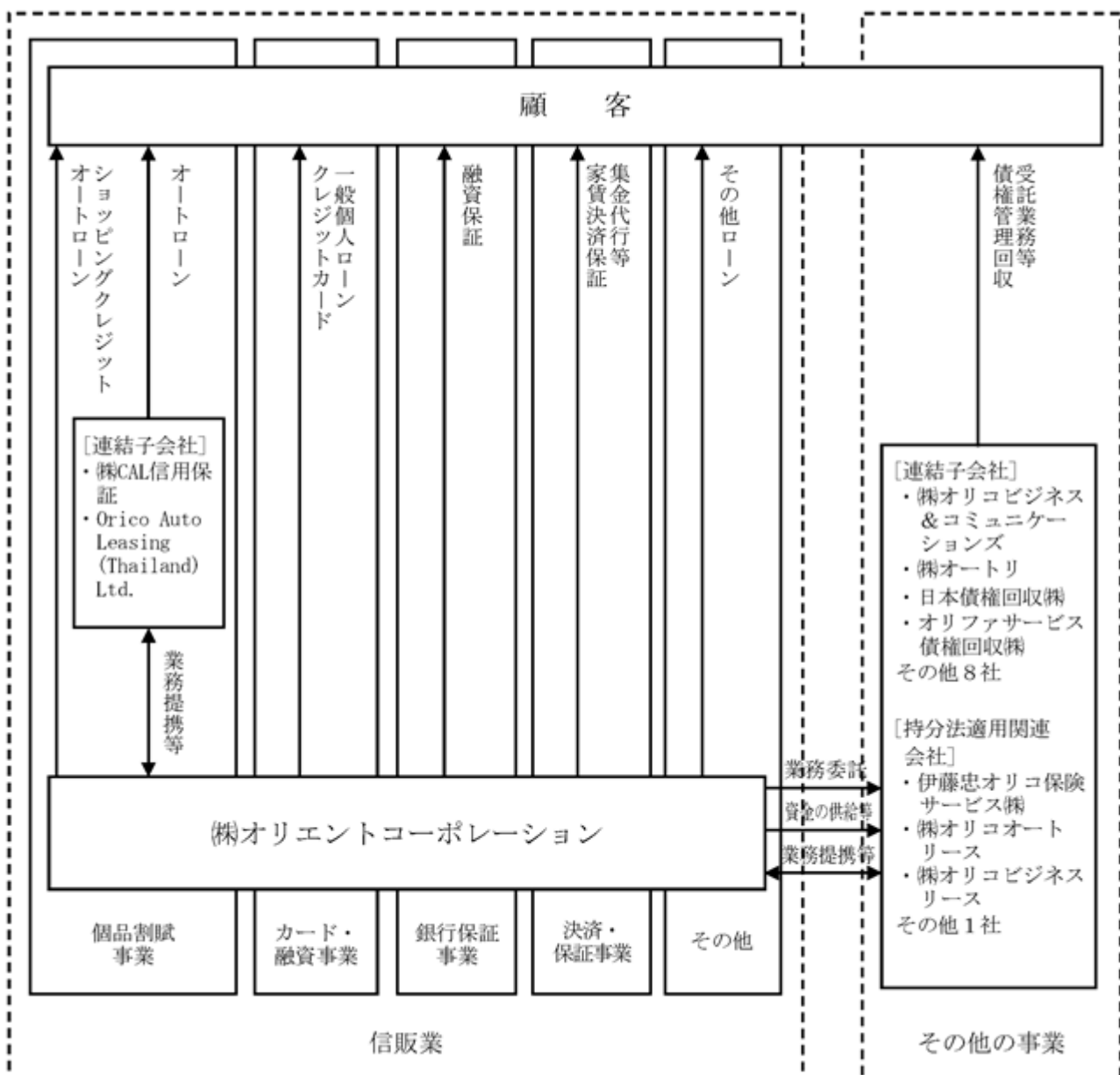


4. 決済・保証事業



〔事業系統図〕

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社 14社)				(所有)	
(株)C A L 信用保証	東京都 千代田区	50	信販業 (保証業務)	100.0	業務提携 役員の兼務等
Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	277百万 タイバーツ	信販業	100.0 (51.0)	借入金に対する債務保 証・役員の兼務等
(株)オリコビジネス& コミュニケーションズ	東京都 新宿区	100	その他の事業 (商事物販・広告宣伝)	100.0	業務委託 役員の兼務等
(株)オートリ	東京都 新宿区	100	その他の事業 (業務受託事業・パー キング事業)	100.0	資金の供給・業務委託 役員の兼務等
日本債権回収(株)	東京都 千代田区	700	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	資金の供給・業務提携 役員の兼務等
オリファサービス債権回収(株)	東京都 新宿区	500	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	業務委託等
その他 8社					
(持分法適用関連会社 4社)					
伊藤忠オリコ保険サービス(株)	東京都 港区	310	その他の事業 (保険代理店業務)	35.0 (35.0)	業務提携等
(株)オリコオートリース	東京都 台東区	240	その他の事業 (オートリース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネスリース	東京都 台東区	240	その他の事業 (リース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
その他 1社					
(その他の関係会社)				(被所有)	
(株)みずほフィナンシャル グループ (注) 2	東京都 千代田区	2,256,275	金融持株会社	49.0 (49.0)	-
(株)みずほ銀行 (注) 2	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	48.6	資金の借入 業務提携等
伊藤忠商事(株) (注) 2	東京都 港区	253,448	総合商社	16.5	業務提携 役員の兼務等

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

事業区分	従業員数(人)	臨時従業員数(人)
信販業	3,710	3,414
その他の事業	746	1,150
計	4,456	4,564

- (注) 1. 信販業において特定のセグメントに区分できないため、信販業とその他の事業に区分して記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	臨時従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,658	3,409	41.7	16.4	5,824,432

- (注) 1. 提出会社において特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数2,158人)があり、上部団体には加入しておりません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境等の改善により緩やかな景気の回復基調が続きましたが、実質消費支出が前年を下回るなど個人消費にはやや弱さが見られました。

このような状況のなか、当社におきましては前期よりスタートしました中期経営計画の2年目にあたる平成29年3月期は“「変革への挑戦」の加速、そして本格化”を基本方針に掲げ、業容・収益の持続的成長に向けた重点施策の推進を加速させるとともに、中期経営計画最終年度の目標を達成するべく、新たな成長モデルの実現に向けた様々な取組みに挑戦してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を従来の「個品割賦事業」「カード・融資事業」「銀行保証事業」の3事業から中期経営計画において第四の事業として成長を見込む「決済・保証事業」を加えた4事業に変更しております。

また、前年比較につきましては変更後の区分に基づいております。

営業収益につきましては、2,136億円(前年比18億円増)となりました。

事業別の状況につきましては、個品割賦事業ではオートローン及びショッピングクレジットの取扱高が減少し減収となりました。

カード・融資事業につきましては、融資は減収となりましたが、カードショッピングの取扱高が増加し、カードショッピングリボ残高も着実に増加したことから増収となりました。

銀行保証事業では、保証残高が増加し増収となりました。

決済・保証事業では、家賃決済保証や小口リース保証等の取扱高が増加し増収となりました。

営業費用につきましては、1,801億円(前年比21億円減)となりました。

一般経費は増加しましたが、貸倒関係費及び金融費用が減少し、営業費用全体では減少しました。また、過払金返還額及び足許の返還状況等を踏まえ利息返還損失引当金を第4四半期に67億円繰り入れ、当連結会計年度の利息返還損失引当金繰入額につきましては171億円となりました。

以上の結果、経常利益335億円(前年比40億円増)、親会社株主に帰属する当期純利益286億円(前年比41億円増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ197億円増加し、1,984億円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の減少は、1,046億円（前年比624億円の支出増）となりました。

これは、主に売上債権の増加によるものであります。

また、当連結会計年度において債権流動化により調達した資金は、5,742億円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は、279億円（前年比55億円の支出増）となりました。

これは、主に無形固定資産（ソフトウェア）を取得したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の増加は、1,524億円（前年比406億円の収入増）となりました。

これは、主に長期借入金増加及び社債の発行によるものであります。

(3) 主な事業の状況

事業収益は、2,075億円（前年比1.0%増）であり、以下に記載しております。

(参考資料) 事業収益の事業別内訳

事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	799	764	4.4
カード・融資 （内、カードショッピング）	734 (424)	738 (452)	0.6 (6.6)
銀行保証	350	393	12.3
決済・保証	53	68	28.0
その他	118	110	6.5
計	2,055	2,075	1.0

個品割賦事業

個品割賦事業におきましては、大型提携先への推進強化やWebを活用した多彩な商品の提供などによるお客さまの利便性向上にも注力してまいりました。

オートローンにつきましては、お客さまのニーズを捉えた商品の拡充等によりオートリースは好調に推移しましたが、新車ディーラーの取扱高が減少したこと等により減収となりました。

ショッピングクレジットにつきましては、EC決済ニーズの取込み等について注力いたしましたが、太陽光市場の低迷等により住宅リフォームの取扱高が減少し減収となりました。

これらの結果、個品割賦事業の事業収益は、764億円（前年比4.4%減）となりました。

カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、大型提携先への稼働促進等により取扱高が増加し、カードショッピングリボ残高も着実に増加したことから増収となりました。

新規のカード発行につきましては、ポイント還元率を高めた「Orico Card THE POINT」の発行枚数が順調に拡大しております。また、みずほマイレージクラブの「うれしい特典」が付帯された「みずほマイレージクラブカード/THE POINT」の募集も開始いたしました。さらに中国の電子決済サービス大手「Alipay（アリペイ）」との提携によるアクワイアリング業務の開始やモバイル決済サービスであるApple Payへの対応など、お客さまの利便性向上にも注力いたしました。FinTechへの取組みといたしまして、米国・シリコンバレーのPlug and Play Tech Centerとの新規事業開発を目的としたパートナーシップ契約を締結いたしました。

融資につきましては、減収となりましたが優遇金利施策や利用状況に応じた顧客セグメント毎のプロモーション等に引き続き注力しております。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は452億円（前年比6.6%増）、融資の事業収益は286億円（前年比7.4%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、738億円（前年比0.6%増）となりました。

銀行保証事業

銀行保証事業につきましては、金融機関のニーズに適応した幅広い商品の提供や効果的なローン拡販施策の総合提案等により保証残高は引き続き増加し増収となりました。Webサイト上で契約手続きが可能なWeb完結スキームの導入先につきましても着実に増加しております。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、393億円（前年比12.3%増）となりました。

決済・保証事業

決済・保証事業につきましては、家賃決済保証の大型提携先への推進強化や小口リース保証における提携代理店数の拡大等により取扱高が増加し増収となりました。

この結果、決済・保証事業の事業収益は、68億円（前年比28.0%増）となりました。

その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、クレジット関連業務の各種業務代行や情報処理サービス等を担うグループ会社各社は、主要業務の成長とその周辺業務の拡大及びグループ内での連携による生産性向上に取組んでおります。

この結果、その他事業における事業収益は、110億円（前年比6.5%減）となりました。

2【連結営業実績】

区分		前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	信販業	196,317	198,736	2,419
	包括信用購入あっせん収益	42,427	45,210	2,783
	個別信用購入あっせん収益	54,804	61,626	6,822
	信用保証収益 (注) 3	66,097	61,125	4,972
	融資収益	31,221	28,927	2,293
	その他	1,767	1,846	79
	その他の事業	9,247	8,806	440
小計		205,564	207,543	1,978
金融収益		825	1,139	314
その他の営業収益		5,413	5,010	403
合計		211,804	213,693	1,889

(注) 1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を従来の「個品割賦事業」「カード・融資事業」「銀行保証事業」の3事業から中期経営計画において第四の事業として成長を見込む「決済・保証事業」を加えた4事業に変更しております。また、前年比較につきましては変更後の区分に基づいております。

3. 事業収益の信用保証収益には、個品割賦による収益が次のとおり含まれております。

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
信用保証収益に含まれる 個品割賦収益	29,399百万円	19,399百万円

4. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
包括信用購入あっせん収益	14,197百万円	16,695百万円
個別信用購入あっせん収益	35,937	42,134
融資収益	14,784	14,900
計	64,919	73,730

5. 事業収益の事業別内訳

事業		前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	個品割賦	79,990	76,458	3,531
	カード・融資	73,423	73,897	474
	銀行保証	35,020	39,333	4,313
	決済・保証	5,322	6,810	1,487
	その他	11,807	11,042	765
計		205,564	207,543	1,978

(注) 「銀行保証」には、信用保証収益に含まれる現在新規取扱のある住宅ローンに係る収益が含まれており、「その他」には、信用保証収益及び融資収益に含まれる現在新規取扱のない住宅ローンに係る収益が含まれております。

6. 信販業の主要部門における取扱高

部門	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	1,548,366	1,657,058	108,691
個別信用購入あっせん	1,082,133	1,233,939	151,806
信用保証 (注) 1	1,243,533	1,134,736	108,797
融資	164,515	161,916	2,599
計	4,038,550	4,187,651	149,101

(注) 1. 取扱高の信用保証には、個品割賦による取扱高が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度)

(当連結会計年度)

信用保証に含まれる
個品割賦取扱高

570,074百万円

414,269百万円

2. 取扱高の事業別内訳

事業	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
個品割賦	1,224,342	1,219,645	4,696
カード・融資	1,712,882	1,818,975	106,092
銀行保証	665,634	695,827	30,192
決済・保証	510,135	576,930	66,794

提出会社参考情報

(1) 営業収益

区分	第56期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第57期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業収益			
包括信用購入あっせん収益	42,429	45,211	2,781
個別信用購入あっせん収益	54,781	61,366	6,584
信用保証収益 (注)3	65,472	60,519	4,953
融資収益	31,213	28,922	2,290
その他	1,987	2,024	36
小計	195,885	198,044	2,159
金融収益	150	156	6
その他の営業収益	3,763	3,325	438
合計	199,799	201,526	1,726

(注) 1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 当期より、報告セグメントの区分を従来の「個品割賦事業」「カード・融資事業」「銀行保証事業」の3事業から中期経営計画において第四の事業として成長を見込む「決済・保証事業」を加えた4事業に変更しております。また、前年比較につきましては変更後の区分に基づいております。

3. 事業収益の信用保証収益には、個品割賦による収益が次のとおり含まれております。

	(第56期)	(第57期)
信用保証収益に含まれる 個品割賦収益	28,775百万円	18,793百万円

4. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	(第56期)	(第57期)
包括信用購入あっせん収益	14,197百万円	16,695百万円
個別信用購入あっせん収益	35,937	42,134
融資収益	14,784	14,900
計	64,919	73,730

5. 事業収益の事業別内訳

事業	第56期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第57期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業収益			
個品割賦	79,343	75,593	3,750
カード・融資	73,425	73,899	473
銀行保証	35,020	39,333	4,313
決済・保証	5,323	6,811	1,487
その他	2,771	2,406	364
計	195,885	198,044	2,159

(注) 「銀行保証」には、信用保証収益に含まれる現在新規取扱のある住宅ローンに係る収益が含まれており、「その他」には、信用保証収益及び融資収益に含まれる現在新規取扱のない住宅ローンに係る収益が含まれております。

(2) 取扱高

部門	第56期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第57期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	1,548,366	1,657,058	108,691
個別信用購入あっせん	1,080,219	1,227,609	147,390
信用保証 (注) 1	1,243,533	1,134,736	108,797
融資	164,515	161,916	2,599
その他	126,640	124,849	1,791
計	4,163,275	4,306,170	142,894

(注) 1. 取扱高の信用保証には、個品割賦による取扱高が次のとおり含まれております。

	(第56期)	(第57期)
信用保証に含まれる 個品割賦取扱高	570,074百万円	414,269百万円

2. 取扱高の事業別内訳

事業	第56期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第57期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
個品割賦	1,222,428	1,213,315	9,112
カード・融資	1,712,882	1,818,975	106,092
銀行保証	665,634	695,827	30,192
決済・保証	510,135	576,930	66,794
その他	52,194	1,122	51,072
計	4,163,275	4,306,170	142,894

(事業別営業資産残高)

事業	第56期 (平成28年3月31日)		第57期 (平成29年3月31日)		対前年増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	増減率 (%)
個品割賦	2,079,553	53.1	2,042,205	51.6	37,348	1.8
(債権を流動化した残高)	(724,467)		(898,665)		(174,197)	(24.0)
(流動化を含む残高)	(2,804,020)		(2,940,870)		(136,849)	(4.9)
オートローン	1,227,700	31.3	1,180,242	29.8	47,457	3.9
(債権を流動化した残高)	(432,890)		(572,881)		(139,991)	(32.3)
(流動化を含む残高)	(1,660,590)		(1,753,124)		(92,534)	(5.6)
ショッピング	851,853	21.7	861,962	21.8	10,109	1.2
(債権を流動化した残高)	(291,577)		(325,783)		(34,205)	(11.7)
(流動化を含む残高)	(1,143,430)		(1,187,745)		(44,315)	(3.9)
カード・融資	329,593	8.4	330,201	8.3	608	0.2
(債権を流動化した残高)	(297,860)		(312,060)		(14,199)	(4.8)
(流動化を含む残高)	(627,453)		(642,261)		(14,807)	(2.4)
クレジットカード	170,501	4.3	167,335	4.2	3,166	1.9
(債権を流動化した残高)	(253,904)		(267,585)		(13,681)	(5.4)
(流動化を含む残高)	(424,405)		(434,920)		(10,515)	(2.5)
ショッピング	107,472	2.7	119,160	3.0	11,688	10.9
(債権を流動化した残高)	(203,669)		(210,128)		(6,458)	(3.2)
(流動化を含む残高)	(311,142)		(329,289)		(18,147)	(5.8)
キャッシング	63,028	1.6	48,174	1.2	14,854	23.6
(債権を流動化した残高)	(50,234)		(57,457)		(7,222)	(14.4)
(流動化を含む残高)	(113,263)		(105,631)		(7,631)	(6.7)
一般個人ローン	159,092	4.1	162,866	4.1	3,774	2.4
(債権を流動化した残高)	(43,956)		(44,474)		(518)	(1.2)
(流動化を含む残高)	(203,048)		(207,340)		(4,292)	(2.1)
銀行保証	1,305,716	33.3	1,382,428	35.0	76,712	5.9
決済・保証	40,225	1.0	66,643	1.7	26,418	65.7
その他(住宅ローン等)	164,815	4.2	133,972	3.4	30,842	18.7
(債権を流動化した残高)	(11,209)		(9,509)		(1,700)	(15.2)
(流動化を含む残高)	(176,024)		(143,481)		(32,543)	(18.5)
合計	3,919,903	100.0	3,955,451	100.0	35,548	0.9
(債権を流動化した残高)	(1,033,537)		(1,220,234)		(186,696)	(18.1)
(流動化を含む残高)	(4,953,441)		(5,175,686)		(222,244)	(4.5)

(注) 金額合計は、貸借対照表科目「割賦売掛金」「信用保証割賦売掛金」の合計であります。

(3) 主要事業における利用件数、カード有効会員数、保証件数及び加盟店数

事業	区分	第56期	第57期
		(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
個品割賦	利用件数(千件)	3,578	3,700
カード・融資	クレジットカード有効会員数(千人)	9,929	10,175
	ローンカード有効会員数(千人)	609	514
銀行保証	保証件数(千件)	1,610	1,647
決済・保証	利用件数(千件) (注)3	663	767
加盟店数(千店)		780	792

(注) 1. 利用件数は、各期末における顧客に対する請求件数であり、債権流動化分を含んでおります。

2. 保証件数は、各期末における提携金融機関等に対する保証件数であります。

3. 集金代行における利用件数は含んでおりません。

(4) 主要事業における信用供与状況

事業	種別	金額	
		第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
個品割賦	信用供与限度額	特に定めず	同左
カード・融資	信用供与限度額	カードショッピング	会員の信用状況に応じ 10万円から100万円
		カードキャッシング	会員の信用状況に応じ 3万円から100万円 (1万円単位)
		ローンカード	会員の信用状況に応じ 10万円から300万円 (1万円単位)
銀行保証	信用供与限度額	500万円(1万円単位)	同左
決済・保証	信用供与限度額	特に定めず	同左

(注) 1. 信用供与限度額は標準限度額であります。

2. 第57期における新規信用供与件数は、次のとおりであります。

事業	第57期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
	信用供与件数(千件)	
個品割賦	4,747	
カード・融資	カードショッピング	257,750
	カードキャッシング	2,249
	一般個人ローン	247
銀行保証	7,633	
決済・保証	7,725	

(注) 一般個人ローンにはローンカード、その他無担保融資等が含まれております。

(5) 主要部門における手数料の状況

部門	種別	料率		
		第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)	
包括信用 購入あっ せん	会員手数料	クレジット対象額の2.04% (3回払) ~ 16.32% (24回払) (実質年率12.2% ~ 15.0%)	同左	
	加盟店手数料	クレジット対象額の1.8% ~ 5.0%	同左	
個別信用 購入あっ せん	会員手数料	クレジット対象額の1.58% (3回払) ~ 11.01% (20回払) (実質年率9.5% ~ 12.2%)	同左	
	加盟店手数料	クレジット対象額の1.5% ~ 5.0%	同左	
信用保証	オートローン	保証料	保証元本の1.14% ~ 2.88% (6回払) 10.23% ~ 26.89% (60回払) (実質年率3.9% ~ 9.8%)	同左
	銀行保証	保証料	2.0% ~ 7.0%	同左
融資	キャッシング サービス	利息	融資額に対して実質年率15.0% ~ 18.0%	同左
	ローンカード	利息	融資額に対して実質年率6.0% ~ 18.0%	同左

- (注) 1. 包括信用購入あっせん部門の料率は標準料率であり、加盟店との契約内容又は提携カードの種類により上記料率と異なる場合があります。
2. 個別信用購入あっせん部門の料率は標準料率であり、加盟店との契約内容により上記料率と異なる場合があります。
3. 信用保証及び融資部門については、主要業務についてのみ記載しております。
なお、信用保証部門の料率については、提携業者との契約内容により上記料率と異なる場合があります。

(6) 融資における業種別貸出状況

業種	第56期 (平成28年3月31日)			第57期 (平成29年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	-	-	-	-	-	-
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業、飲食店	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	8,221	3.2	2	8,000	3.3	2
サービス業	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	244,654	96.6	6,112,607	231,337	96.5	5,898,703
その他	457	0.2	1	466	0.2	1
合計	253,333	100.0	6,112,610	239,803	100.0	5,898,706

(7) 融資における担保別貸出状況

担保の種類	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
有価証券	235	234
債権	-	-
商品	-	-
不動産	30,402	26,297
その他	614	2,259
小計	31,252	28,791
保証	-	-
信用	222,080	211,012
合計	253,333	239,803

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社の「基本理念」は以下のとおりです。

『わたしたちは信頼関係を大切に、お客様の豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。』

また、以下の3つを「経営方針」としております。

常にお客さまの立場を考えたサービスを提供する。

創造力豊かで挑戦する勇気のある人を育てる。

人間性を尊重し風通しの良い魅力ある職場をつくる。

なお、当社は基本理念等を踏まえ「何かをかなえようとする全ての人(お客さま)に、もっと寄り添う存在でありたい」という思いをこめて、ブランドスローガン『かなえる、のそばに。』を制定いたしました。

これからも当社はお客さまの「かなえる」のそばで挑戦・成長を続けてまいります。

(2)中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は、平成28年3月期を初年度とする5ヵ年の中期経営計画に取り組んでおります。

その基本方針として“変革への挑戦による新たな「成長モデル」の実現”を掲げ、個品割賦事業の安定成長を基盤に、今後拡大が見込める市場を有するカード・融資事業、銀行保証事業、また、第四の事業として成長を見込む決済・保証事業において成長エンジンを創出するなど、様々な変革に挑戦を続けることで業容・収益の持続的成長を実現していきたいと考えております。

事業別の取組みといたしまして、カード・融資事業のカードショッピングは株式会社みずほ銀行との連携強化によるシナジー効果を最大限取り込んでいくとともに、非接触ICカード等の積極推進やロイヤルカスタマー戦略の展開、稼働率や稼働単価引上げ施策等の取組みを強化してまいります。また既存会員向けプロモーションや個人事業主向け商品の推進等により融資の取扱い拡大も図ってまいります。

銀行保証事業につきましては、株式会社みずほ銀行との連携を一層強化するとともに、商品力・提案力を駆使したきめ細かな営業力を更に強化してまいります。

決済・保証事業につきましては、家賃決済保証や売掛金決済保証等の取組強化に加え、小口リース保証の取組みも高度化してまいります。なお当社の強みである与信・回収力を最大限生かした商品の開発やサービスの拡充等により基幹事業への成長をめざしてまいります。

個品割賦事業につきましては、お客さまのニーズを的確にとらえた付加価値の高い商品・サービスを提供すること等により引き続き安定成長を堅持してまいります。

なお、上記の事業別の取組みに際し、各事業におけるEC決済、事業性顧客、アジア市場という3つの切り口を成長フロンティア領域として重点的に攻略してまいります。

このような方針のもと、中期経営計画の2年目にあたる平成29年3月期は、業績面においては概ね順調に推移したと考えております。中期経営計画最終年度の目標を達成するべく、「変革への挑戦」を進化させてまいります。

なお、現在、大量・高速処理の実現や競争力のあるサービスの提供等を目的としまして、次期基幹システムを構築中であり、当該システムの早期完成と安全なリリースに向けて注力してまいります。

当社は、今後も真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献する企業をめざし全社一丸となって取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクにつきましては、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項につきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 競争及び市場環境について

リテール金融市場は、個人消費の動向を大きく受ける市場であり、個人消費の急速な悪化に起因するシェア獲得競争の激化による収益率の低下及び優良取引先との取引状況の変化が業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 法的規制等について

当社グループは現時点の法令等に従って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が、当社グループの業務内容や業績等に影響を及ぼすおそれがあります。なお、当社を含む当業界に特有の法律や影響を及ぼすおそれがある法律につきましては、以下のとおりであります。

「割賦販売法」

当社の主要業務である「個品割賦事業」及び「カード事業」は、「割賦販売法」が適用され、各種の業務規制を受けております。

当社はその事業の継続のため、同法に基づき、関東経済産業局に「個別信用購入あっせん業者」及び「包括信用購入あっせん業者」として業者登録を行っております。将来何らかの理由によりそれらの登録が更新できない場合や取り消し事由に該当した場合は、事業の継続に影響を及ぼすおそれがあります。

業者登録の有効期間並びに取り消し事由に該当する事項は、以下のとおりです。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可番号	有効期限	主な登録取消事由
平成22年3月	個別信用購入あっせん業者	関東経済産業局	関東(個)第6号-2	平成31年3月11日 (3年毎の更新)	<ul style="list-style-type: none"> 割賦販売法又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられたとき。 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとされたとき。など
平成22年3月	包括信用購入あっせん業者	関東経済産業局	関東(包)第8号	無期限	<ul style="list-style-type: none"> 資本金又は出資の額が二千万円に満たない法人となったとき。 割賦販売法又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられたとき。 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとされたとき。など

「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」

当社の「カード事業」及び「融資事業」における貸付取引には、「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」の規制を受けております。

当社の貸付は、従来の出資法に定める上限金利以下で行ってまいりましたが、利息制限法の上限金利を超えていたものがあったため、その超過利息の放棄・返還を行う場合があります。

超過利息の放棄・返還の総額は、前連結会計年度は154億円、当連結会計年度は153億円となっており、今後の請求リスクに対応するため、当連結会計年度末現在で利息返還損失引当金を171億円積み増し、255億円計上しております。

当社はその事業の継続のため、貸金業法に基づき、関東財務局に「貸金業者」の登録を行っております。将来何らかの理由によりその登録が更新できない場合や取り消し事由に該当した場合は、事業の継続に影響を及ぼすおそれがあります。

業者登録の有効期間並びに取り消し事由に該当する事項は、以下のとおりです。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可番号	有効期限	主な登録取消事由
昭和59年3月	貸金業者	関東財務局	関東財務局長(12)第00139号	平成32年3月1日 (3年毎の更新)	<ul style="list-style-type: none"> 監督官庁の処分に違反したとき。 暴力団等の取立制限者であることを知りつつ、債権を譲渡したり取立を委任する等をしたとき。など

その他

「犯罪収益移転防止法」、「個人情報保護法」等の対応のための遵法コストの負荷及び「消費者契約法」、「特定商取引法」等に定める契約の取り消し、無効事由に該当した場合、貸倒引当金繰入額の増加等により業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 貸倒引当金の状況について

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(4) 流動性リスクについて

金融情勢の著しい変化が生じた場合や当社の格付の大幅な見直しが行われた場合等には、円滑な資金の確保ができなくなる、あるいは、資金調達コストが上昇し業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

(5) 金利動向について

当連結会計年度末における借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの残高は1兆2,482億円であります。固定長期借入金の導入、金融派生商品の活用等により、金利変動リスクへの対応を進めておりますが、将来におきまして想定以上の金利の上昇、格付の低下等により調達金利の上昇が起こった場合は、金融費用が増加するおそれがあります。なお、調達金利の上昇を運用金利に転嫁できない場合は業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(6) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産につきましては、将来の課税所得に関する予測に基づき計上しておりますが、実際の結果が、かかる予測と異なる可能性があります。また、将来におきまして繰延税金資産の一部の回収ができないと判断した場合及び税率の変更等、その他の予期せぬ理由により繰延税金資産を減額する場合は、業績及び株主資本比率に影響を及ぼすおそれがあります。

(7) 個人情報管理について

当社グループは、事業の内容から大量の個人情報を扱っており、お客さま本人及び多くの提携先からクレジットやカードの申し込みを受けております。当社グループでは『個人情報保護方針』を定め、平成18年10月にはプライバシーマークの認証を取得するなど個人情報の適切な取扱いに努めておりますが、当社及び業務委託先においてシステムへの不正侵入、運送中の事故、あるいは内部関係者の関与等により個人情報の漏洩が発生し、当社の信用力が毀損された場合や個人への損害賠償責任、業務面での処分等が発生した場合、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(8) システムリスクについて

当社グループは、コンピューターシステムや通信ネットワークを使用し重要かつ大量の情報を処理していることから、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、不測の事態に備えた対策も講じておりますが、自然災害や事故等によるコンピューターシステムの停止や通信ネットワークの切断、不備による誤動作、不正使用等に起因して当社業務に支障が生じた場合には業績に影響を及ぼすおそれがあります。また、現在構築中の次期基幹システム等における計画を大幅に見直した場合は業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(9) 株式会社みずほフィナンシャルグループとの関係について

株式会社みずほフィナンシャルグループは、株式会社みずほ銀行他が、当連結会計年度末現在、当社の49.00%の普通株式に加え優先株式を保有しており、当社は同グループ持分法適用関連会社として位置づけられております。

同グループとは、株式会社みずほ銀行との平成16年7月のリテール分野における包括業務提携以降も、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。加えて、同グループとは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同グループが当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。

しかしながら、同グループは当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同グループとの関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(10) 伊藤忠商事株式会社との関係について

伊藤忠商事株式会社は、当連結会計年度末現在、当社の16.53%の普通株式を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社として位置づけられております。

平成17年2月に資本・業務提携契約を締結以降、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。また、同社とは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同社が当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。

しかしながら、同社は当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同社との関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(11) その他、次のような事項が発生した場合、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

- ・提携先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合。
- ・保有する投資有価証券（上場・非上場・関係会社株式等）について市場価格の下落や投資先の価値の毀損があった場合。
- ・保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落等した場合。
- ・関係会社の清算に伴い想定以上の損失が発生した場合。
- ・当社及び当業界に関するネガティブな報道があった場合。

以上の他にも当社グループが事業を遂行する限りにおきましては、同業他社及び他業種企業と同様に、経済環境、自然災害、金融・株式市場の動向等、様々なリスクが内包されております。これらについて、どのような影響が発生しうるかについて予測することは困難であります。場合によっては業績に影響を及ぼすおそれがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項の記載につきましては、当連結会計年度末現在におきまして判断したものであります。

(1) 財政状態

資産の部

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ1,761億円増加し、5兆3,290億円となりました。

信販業の営業資産である割賦売掛金と信用保証割賦売掛金の合計額は4兆72億円と前連結会計年度末に比べ413億円増加し、これらの営業資産に資産流動化受益債権を加えた合計額につきましては4兆5,020億円と前連結会計年度末より760億円増加しており、総資産に対する構成比は84.5%となっております。

割賦売掛金につきましては、9,595億円と前連結会計年度末に比べ1,173億円増加しました。

信用保証割賦売掛金につきましては、3兆477億円と前連結会計年度末に比べ759億円減少しております。

負債の部

当連結会計年度末の総負債は前連結会計年度末に比べ1,462億円増加し、5兆251億円となりました。

信用保証買掛金につきましては、3兆477億円と前連結会計年度末に比べ759億円減少しております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金を含めた有利子負債の合計額につきましては1兆2,482億円（前年度末比1,512億円増）となりました。

利息返還損失引当金につきましては、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における利息返還損失引当金の計上額は255億円（前年度末比18億円増）となりました。

純資産の部

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ298億円増加し、3,039億円となりました。

連結自己資本比率は前連結会計年度末の5.3%より0.4ポイント上昇して5.7%となっております。

（キャッシュ・フローの状況につきましては「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」をご参照ください。）

(2) 経営成績の分析

営業収益

営業収益につきましては、2,136億円（前年比18億円増）となりました。

事業別の状況につきましては、個品割賦事業ではオートローン及びショッピングクレジットの取扱高が減少し減収となりました。

カード・融資事業につきましては、融資は減収となりましたが、カードショッピングの取扱高が増加し、カードショッピングリボ残高も着実に増加したことから増収となりました。

銀行保証事業では、保証残高が増加し増収となりました。

決済・保証事業では、家賃決済保証や小口リース保証等の取扱高が増加し増収となりました。

（信販業の取扱高、事業収益及び信販業の各部門収益に含まれる債権流動化による収益は、「第2 事業の状況 2.連結営業実績 (注)4.～(注)6.」をご参照ください。信販業の各事業別の分析は、「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (3)主な事業の状況」をご参照ください。また、営業資産及び債権を流動化した残高は、「第2 事業の状況 提出会社参考情報(事業別営業資産残高)」、収益計上基準については、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (6)重要な収益の計上基準」をご参照ください。）

営業費用

営業費用につきましては、1,801億円(前年比21億円減)となりました。

一般経費は増加しましたが、貸倒関係費及び金融費用が減少し、営業費用全体では減少しました。また、過払金返還額及び足許の返還状況等を踏まえ利息返還損失引当金を第4四半期に67億円繰り入れ、当連結会計年度の利息返還損失引当金繰入額につきましては171億円となりました。

経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における経常利益は335億円(前年比40億円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は286億円(前年比41億円増)となりました。

(3) 経営戦略の現状と見通し

今後の経済環境といたしましては、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調の継続が期待されているものの、消費者マインドの低迷による個人消費の回復の遅れが懸念されます。

当社においては中期経営計画3年目にあたる平成30年3月期につきましては、“「変革への挑戦」の進化”を基本方針に掲げ、業容・収益の持続的成長に向けた様々な取組みを進化させることで新たな成長モデルの実現をめざしていきたいと考えております。

営業収益につきまして、融資は収益率の低下により減収を見込んでおりますが、カードショッピング、銀行保証等の事業収益増加により、全体では増収を見込んでおります。

営業費用につきましては、貸倒関係費等が減少するものの、主に次期基幹システムに関連する費用等の一般経費が増加し、全体では増加を見込んでおります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において、当社が実施いたしました設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは以下のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

(1) 主要な設備投資

19,888百万円 次期基幹システム（周辺システム等を含む）
6,203百万円 その他システム

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な設備の除却及び売却

重要な設備の除却及び売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

平成29年3月31日現在

事業所名	事業区分	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建物及び構 築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (有形固定 資産) (百万円)	その他有 形固定資 産 (百万円)	ソフトウ エア (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社部門 (東京都千代田区他)	信販業	営業用 設備	12,660	3	36,658 (23)	1,665	1,053	7,171	866	60,079	888 [100]
支店	信販業	営業用 設備	4,919	-	16,624 (5)	632	60	-	-	22,237	2,770 [3,307]
厚生施設他	信販業	その他の 設備	3,845	-	14,567 (71)	-	13	-	-	18,427	- [-]

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の当社における計画中の主なものは次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	事業区分	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
本社部門 (東京都千代田区他)	信販業	次期基幹システム (周辺システム等 を含む)	(注) 3	106,251	自己資金及び 借入金	平成18年4月	(注) 3
		その他システム	6,100	-		平成29年4月	平成30年3月

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 次期基幹システム（周辺システム等を含む）の完了予定時期及び投資予定額につきましては未定であります。なお、完了時期を平成29年度と想定した場合の投資予定額は概算で1,400億円程度となる見込みであります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
計	1,965,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,718,163,703	1,718,200,703	東京証券取引所 市場第一部	(注)1, 2, 3, 5
第一回I種優先株式	140,000,000	70,000,000	非上場・非登録	(注)2, 4, 5, 6, 7
計	1,858,163,703	1,788,200,703	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。

2. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更した後、全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日に単元株式数を500株から100株に変更したものであります。

また、I種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

3. 平成29年4月1日から提出日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が37,000株増加しております。

4. 平成29年5月31日に、株式会社みずほ銀行が保有するI種優先株式(70,000,000株)について、当社定款第12条の2の規定に基づき取得(強制償還)し、平成29年6月27日に会社法第178条の規定に基づき消却したため、当該株式の発行済株式総数は減少しております。

5. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

6. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先株主配当金

優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+1.00%×
122÷365+2.75%×243÷365

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+2.75%

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得するのと引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（ $a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365$ ）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

b = 平成29年4月1日から取得日までの日数（平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

c = 平成29年8月1日から取得日までの日数（平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。）

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

7. 発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行の当会社に対して有する株式会社みずほ銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

- (1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書
- (2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書
- (3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	274	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	137,000	128,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成42年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 29,000円 資本組入額 500株につき 14,500円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成23年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	267	253
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	133,500	126,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月26日～ 平成43年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 38,000円 資本組入額 500株につき 19,000円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成24年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	237	227
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	118,500	113,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月24日～ 平成44年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 53,000円 資本組入額 500株につき 26,500円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しておりません。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成25年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	110	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000	53,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月23日～ 平成45年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 126,000円 資本組入額 500株につき 63,000円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しておりません。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成26年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	132	128
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000	64,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月22日～ 平成46年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 123,500円 資本組入額 500株につき 61,750円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しておりません。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成27年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	181	176
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,500	88,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月21日～ 平成47年8月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 103,500円 資本組入額 500株につき 51,750円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しておりません。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成28年7月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	232	227
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,000	113,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月24日～ 平成48年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 100,500円 資本組入額 500株につき 50,250円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しておりません。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年3月12日(注)1	普通株式 29,000	普通株式 710,922 優先株式 285,000	-	150,002	-	836
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日(注)3	普通株式 127	普通株式 711,049 優先株式 285,000	4	150,006	4	841
平成25年5月7日(注)2	優先株式 4,060	普通株式 711,049 優先株式 280,940	-	150,006	-	841
平成25年6月13日(注)1	普通株式 78,000	普通株式 789,049 優先株式 280,940	-	150,006	-	841
平成25年8月20日(注)2	優先株式 10,920	普通株式 789,049 優先株式 270,020	-	150,006	-	841
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日(注)3	普通株式 50	普通株式 789,099 優先株式 270,020	1	150,008	1	843
平成26年8月26日(注)1	普通株式 27,000	普通株式 816,099 優先株式 270,020	-	150,008	-	843
平成26年9月5日(注)2	優先株式 3,780	普通株式 816,099 優先株式 266,240	-	150,008	-	843
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日(注)3	普通株式 93	普通株式 816,193 優先株式 266,240	5	150,013	5	848
平成27年7月31日(注)1	普通株式 465,000	普通株式 1,281,193 優先株式 266,240	-	150,013	-	848
平成27年8月10日(注)1	普通株式 436,714	普通株式 1,717,907 優先株式 266,240	-	150,013	-	848
平成27年9月8日(注)2	優先株式 126,240	普通株式 1,717,907 優先株式 140,000	-	150,013	-	848
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日(注)3	普通株式 43	普通株式 1,717,951 優先株式 140,000	2	150,015	2	850
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日(注)3	普通株式 212	普通株式 1,718,163 優先株式 140,000	12	150,028	12	863

- (注) 1. 優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことによるものであります。
 2. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。
 3. 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。
 4. 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の行使により、普通株式の発行済株式総数が30千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。
 5. 平成29年5月31日に、株式会社みずほ銀行が保有する第一回I種優先株式(70,000千株)について、当社定款第12条の2の規定に基づき取得(強制償還)し、平成29年6月27日に会社法第178条の規定に基づき消却したため、当該株式の発行済株式総数は減少しております。

(6)【所有者別状況】

普通株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	38	61	395	171	23	28,664	29,352	-
所有株式数(単元)	-	10,830,869	278,680	3,660,112	386,379	2,252	2,022,271	17,180,563	107,403
所有株式数の割合(%)	-	63.04	1.62	21.30	2.24	0.01	11.77	100.00	-

(注) 当期末現在の自己株式は3,929株であり、「個人その他」の欄に39単元及び「単元未満株式の状況」の欄に29株を含めて記載しております。

第一回I種優先株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	140,000	-	-	-	-	-	140,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 平成29年5月31日に、株式会社みずほ銀行が保有する第一回I種優先株式(70,000千株)について、当社定款第12条の2の規定に基づき取得(強制償還)し、平成29年6月27日に会社法第178条の規定に基づき消却したため、当該株式の発行済株式総数は減少しております。

(7)【大株主の状況】

普通株式及び第一回I種優先株式の合計所有株式数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行 (注)3	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	976,403	52.54
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	284,049	15.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	165,637	8.91
小手川 隆	東京都港区	20,900	1.12
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	15,362	0.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12,398	0.66
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	11,500	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,837	0.42
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.41
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	7,675	0.41
計	-	1,509,545	81.23

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)(注)1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	8,364,031	48.68
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	2,840,499	16.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,656,371	9.64
小手川 隆	東京都港区	209,000	1.21
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	153,625	0.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	123,986	0.72
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	115,000	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	78,373	0.45
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	77,822	0.45
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	76,750	0.44
計	-	13,695,457	79.71

(注)1. 総株主の議決権については、「(8)議決権の状況」の「発行済株式」に記載しております。

2. 普通株式及び第一回I種優先株式の大株主の状況は、以下のとおりであります。

普通株式

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	836,403	48.68
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	284,049	16.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	165,637	9.64
小手川 隆	東京都港区	20,900	1.21
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	15,362	0.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12,398	0.72
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	11,500	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,837	0.45
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.45
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	7,675	0.44
計	-	1,369,545	79.70

第一回I種優先株式

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行 (注)3	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	140,000	100.00

3. 平成29年5月31日に、株式会社みずほ銀行が保有する第一回I種優先株式(70,000千株)について、当社定款第12条の2の規定に基づき取得(強制償還)したため、同社の所有株式数は減少しております。

4. 平成27年8月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、銀行等保有株式取得機構が平成27年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	銀行等保有株式取得機構
住所	東京都中央区新川2丁目28番1号
保有株券等の数	普通株式 155,000千株
株券等保有割合	10.02%

5. 平成28年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行の共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成28年10月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

共同保有者	アセットマネジメントOne株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
保有株券等の数	普通株式 26,928千株
株券等保有割合	1.45%

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 53,900	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,718,002,400	17,180,024	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 107,403	-	(注)1, 3
発行済株式総数	1,858,163,703	-	-
総株主の議決権	-	17,180,024	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個を含めて記載しております。

3. 1単元(100株)未満の株式であります。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町 5丁目2番地1	3,900	-	3,900	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田 錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	53,900	-	53,900	0.00

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成22年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

また、平成29年6月27日開催の第57期定時株主総会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入と、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠の廃止を決議し、今後は、新規のストックオプションとしての新株予約権の付与を行わないこととしております。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「(10)従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

決議年月日	平成22年7月29日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）11名、当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成23年7月29日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成24年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成25年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成26年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成27年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成28年7月28日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成29年6月27日開催の第57期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議し、本株主総会において決議されました。

(1) 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、同じとする。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

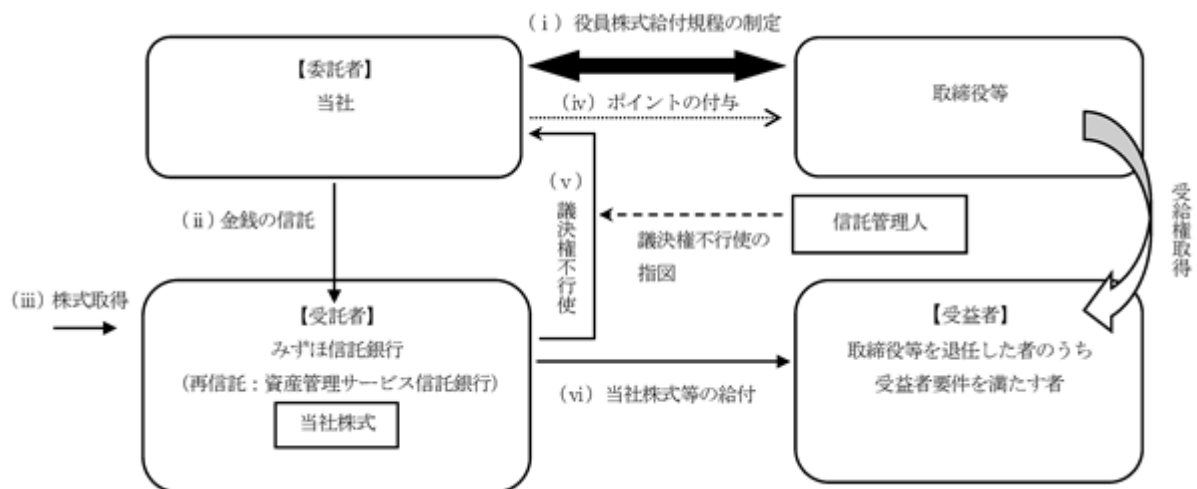
なお、本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、今後、取締役等に対し、新たに、ストックオプションとしての新株予約権の付与は行わないこととしております。

(2) 本制度の概要

本制度の概要

本制度は当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

< 本制度の仕組み >



- () 当社は、本制度について本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- () 当社は、()の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- () 本信託は、()で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- () 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- () 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- () 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

本制度の対象者

取締役及び執行役員（なお、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とする。）

信託期間

平成29年8月又は9月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。）

信託金額（報酬等の額）

当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、上記の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として400,000,000円（うち取締役分として177,000,000円）を上限とした資金を本信託に拠出します。また、当初対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに400,000,000円（うち取締役分として177,000,000円）を上限として本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格。）と追加拠出される金銭の合計額は、400,000,000円（うち取締役分として177,000,000円）を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、1,680,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき予め定めた役員毎の株式報酬基準額に、業績達成度等を勘案して決定する支給率（0%～150%の範囲）を乗じて算出される株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、560,000ポイント（うち取締役分として248,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。）。

下記の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記により当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又は取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

(3) 本信託の概要

名称	: 株式給付信託 (B B T)
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	: 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
本信託契約の締結日	: 平成29年8月又は9月 (予定)
金銭を信託する日	: 平成29年8月又は9月 (予定)
信託の期間	: 平成29年8月又は9月 (予定) から信託終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号の規定に基づく第一回I種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年5月11日)での決議状況 (取得日 平成29年5月31日)	70,000,000	73,629,500,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	70,000,000	73,629,500,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	70,000,000	73,629,500,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	70,000,000	73,629,500,000
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	399	83,030
当期間における取得自己株式	-	-

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権(ストック・オプション)の権利行使)	2,000	497,997	-	-
保有自己株式数	3,929	-	3,929	-

3 【配当政策】

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ安定的・継続的な配当を実施することとしており、また優先株式を買い入れ償還することも当社の重要な経営課題としております。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めており、配当に関する決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

優先株式の買い入れ償還につきましては、平成30年3月期の利益計画等を踏まえ、平成29年8月に予定されている優先配当年率引上げや今後の金利上昇リスク等も勘案し、第一回I種優先株式を保有する株式会社みずほ銀行よりその一部、70百万株(同株式発行時の払込金額700億円)を取得及び消却いたしました。

当期における期末配当金につきましては、平成29年1月31日に公表いたしました「平成29年3月期配当予想の修正(復配)に関するお知らせ」のとおり、普通株式は1株当たり2円、第一回I種優先株式は定款に定められた配当金(1株当たり11円35銭)といたしました。

次期の期末配当金につきましては、普通株式は1株当たり2円、第一回I種優先株式は定款に定められた配当金とさせていただきます。

上記の基本方針の下、今後の具体的な対処につきましては、『当面は、適正な自己資本の確保を前提に優先株式の買い入れ償還を着実に進めつつ、安定的・継続的な配当を実施し、償還完了に目処がついた後は、指標等を用いた還元方針の具体的な検討に入る』こととさせていただきます。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,436	2.00
	第一回 I種優先株式	1,589	11.35

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	439	472	298	278	242
最低(円)	84	188	172	171	176

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	201	206	235	219	231	217
最低(円)	187	178	201	201	207	200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 18名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長兼 会長執行役員		齋藤 雅之	昭和28年12月2日生	昭和51年4月 株式会社第一勧業銀行 (現、株式会社みずほ銀行)入 行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行経営企画部 長 平成15年3月 同行執行役員 平成17年4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員 平成17年4月 同社リスク管理グループ長 (兼)人事グループ長(兼)コ ンプライアンス統括グループ長 平成20年6月 株式会社トータル保険サービス 代表取締役副社長 平成22年6月 当社顧問 平成22年6月 当社取締役副社長兼副社長執行 役員 平成22年6月 当社経営企画グループ担当 平成23年4月 当社経営企画グループ担当兼事 業本部事務グループ担当 平成23年6月 当社代表取締役社長兼社長執行 役員 平成28年6月 当社代表取締役会長兼会長執行 役員 平成29年6月 当社取締役会長兼会長執行役員 (現任)	注3	普通株式 20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長兼社長執行役員		河野 雅明	昭和32年2月24日生	昭和54年4月 株式会社第一勧業銀行 (現、株式会社みずほ銀行)入 行 平成16年3月 株式会社みずほ銀行秘書室長 平成18年3月 株式会社みずほコーポレート銀 行執行役員 平成18年3月 同行営業第八部長 平成20年4月 同行常務執行役員 平成20年4月 同行営業担当役員 平成23年4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員 平成23年4月 同社リスク管理グループ長 (兼)人事グループ長(兼)コ ンプライアンス統括グループ長 平成23年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社リスク管理グループ長 (兼)コンプライアンス統括グ ループ長 平成24年4月 同社企画グループ長 平成24年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役 員 平成24年4月 同行企画グループ長 平成24年4月 株式会社みずほコーポレート銀 行常務執行役員 平成24年4月 同行企画グループ長 平成24年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執 行役員 平成24年4月 同行企画・財務・主計グループ 担当 平成25年4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役 平成25年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭 取 平成25年4月 同行西日本地区担当副頭取 平成25年4月 株式会社みずほコーポレート銀 行副頭取執行役員 平成25年4月 同行西日本地区担当副頭取 平成25年7月 株式会社みずほフィナンシャル グループ副社長執行役員 平成25年7月 同社西日本地区担当副社長 平成25年7月 株式会社みずほ銀行取締役副頭 取 平成25年7月 同行西日本地区担当副頭取 (株式会社みずほ銀行と株式会 社みずほコーポレート銀行が合 併し、株式会社みずほ銀行とし て発足) 平成28年4月 当社顧問 平成28年6月 当社代表取締役社長兼社長執行 役員(現任)	注3	普通株式 20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役兼 専務執行役員	コンプライア ンスグループ 担当	三宅 幸宏	昭和32年10月20日生	昭和55年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年4月 同社宇宙・情報・マルチメディ アカンパニー経営企画部長 (兼)カンパニーチーフイン フォメーション オフィサー 平成18年4月 同社東アセアン代表(兼)伊藤 忠シンガポール会社社長(兼) シンガポール支店長 平成20年4月 同社事業部長 平成21年4月 同社執行役員 平成23年4月 同社統合リスクマネジメント部 長代行 平成24年4月 同社顧問 平成24年6月 当社顧問 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成24年6月 当社市場開発グループ担当 平成29年4月 当社取締役兼専務執行役員 平成29年4月 当社コンプライアンスグループ 担当(現任) 平成29年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 (現任)	注3	普通株式 15,000
代表取締役兼 専務執行役員	システムグ ループ担当	前田 公輔	昭和34年6月20日生	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部営業推進グループ 支店統括部部长 平成19年7月 当社営業本部営業推進グループ 首都圏支店部長 平成21年4月 当社事業本部営業推進グループ 営業企画部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社営業推進グループ営業企画 部長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社業務部長 平成25年4月 当社システムグループ担当(現 任) 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成29年4月 当社取締役兼専務執行役員 平成29年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 (現任)	同上	普通株式 9,000
代表取締役兼 専務執行役員	カード推進グ ループ担当	松尾 秀樹	昭和35年2月5日生	昭和57年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業本部管理グループ管理 企画部部长 平成18年11月 当社営業本部統括室長 平成20年4月 当社営業本部顧客営業推進グ ループ顧客営業企画部長 平成21年4月 当社事業本部顧客営業推進グ ループ顧客営業企画部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社顧客営業推進グループ担当 (兼)顧客営業推進グループ顧 客営業企画部長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社顧客営業推進グループ担当 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成27年6月 当社カード推進グループ担当 (現任) 平成29年4月 当社取締役兼専務執行役員 平成29年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 (現任)	同上	普通株式 40,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼専務 執行役員	金融保証グ ループ担当	藪田 清隆	昭和30年1月10日生	昭和52年4月 株式会社第一勧業銀行 (現、株式会社みずほ銀行)入 行 平成16年1月 株式会社みずほ銀行神戸中央支 店長 平成17年5月 当社顧問 平成17年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社営業本部営業推進グループ アライアンス推進第一部長 平成17年9月 当社財務グループ財務部長 平成19年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社財務グループ担当 平成29年4月 当社専務執行役員 平成29年4月 当社金融保証グループ担当(現 任) 平成29年6月 当社取締役兼専務執行役員(現 任)	注3	普通株式 18,400
取締役兼常務 執行役員	事務グループ 担当	小川 恭平	昭和29年12月21日生	昭和59年8月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部営業推進グループ 営業企画部長 平成16年10月 当社営業本部営業推進グループ 営業企画部長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役兼執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成20年6月 当社営業本部営業本部統括室長 (兼)営業本部営業推進グルー プ営業企画部長 平成21年4月 当社事業本部事業本部統括室長 平成23年6月 当社業務部長 平成24年6月 当社人事グループ担当 平成25年6月 当社事務グループ担当(現任)	同上	普通株式 15,700
取締役兼常務 執行役員	営業推進グ ループ担当 (兼)市場開 発グループ担 当	中林 美雄	昭和35年9月27日生	昭和59年4月 当社入社 平成19年7月 当社営業本部営業推進グループ 関西支店部長 平成20年10月 当社本社営業部長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社営業推進グループ担当 (兼)営業推進グループ営業推 進部長 平成28年4月 当社営業推進グループ担当 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成29年4月 当社営業推進グループ担当 (兼)市場開発グループ担当 (現任)	同上	普通株式 56,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼常務 執行役員	管理グループ 担当	説田 信夫	昭和34年 1月22日生	昭和56年 4月 当社入社 平成19年 7月 当社営業本部管理グループ管理 企画部長 平成23年 6月 当社執行役員 平成23年 6月 当社管理グループ管理企画部長 平成24年 6月 当社管理グループ副担当(兼) 管理グループ管理企画部長 平成24年10月 当社管理グループ副担当 平成25年 6月 当社常務執行役員 平成25年 6月 当社管理グループ担当(現任) 平成29年 6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任)	注 3	普通株式 7,650
取締役兼執行 役員	市場開発グ ループ副担当 (兼)経営企 画グループ海 外事業部担当	樋口 千春	昭和37年 2月22日生	昭和59年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成18年 4月 同社金融事業推進部長 平成19年 4月 同社金融リーテイル推進部長 平成19年 7月 当社市場開発グループアライア ンス推進第二部長(兼)経営企 画グループ伊藤忠連携部長 平成22年 4月 伊藤忠商事株式会社金融事業推 進部長(兼)オリコ関連事業統 括部長 平成23年 4月 同社中国金融・保険・物流グ ループ長(香港駐在) 平成23年 8月 同社中国金融・保険・物流グ ループ長(香港駐在)(兼) ITOCHU Finance (Asia) 出向 Managing Director 平成24年 4月 同社中国金融・情報・保険・物 流グループ長(香港駐在) (兼) ITOCHU Finance (Asia) 出向Managing Director 平成25年 4月 ITOCHU Finance (Asia) 出向 Managing Director(香港駐 在)(兼) United Asia Finance非常勤取締役 平成29年 4月 伊藤忠商事株式会社情報・金融 カンパニー金融・保険部門金融 ビジネス部 平成29年 6月 当社顧問 平成29年 6月 当社取締役兼執行役員(現任) 平成29年 6月 当社市場開発グループ副担当 (兼)経営企画グループ海外事 業部担当(現任)	同上	普通株式 5,000
取締役		大庫 直樹	昭和37年 4月27日生	昭和60年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー入社 平成11年 7月 同社パートナー 平成17年 7月 GE コンシューマー・ファイナ ンス株式会社(現、新生フィナ ンシャル株式会社)執行役員 平成20年 8月 ルートエフ株式会社代表取締役 (現任) 平成21年 5月 大阪府特別参与 平成24年 1月 大阪府・市特別参与 平成25年 4月 同志社大学非常勤講師(現任) 平成26年 6月 当社取締役(現任) 平成28年 4月 広島県特別参与(現任)	同上	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		犬塚 静衛	昭和19年5月8日生	昭和42年4月 澁澤倉庫株式会社入社 平成7年6月 同社人事部長 平成10年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社管理本部人事部長 平成15年4月 同社管理本部副本部長 平成15年6月 同社管理本部長 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成20年11月 財団法人洪沢栄一記念財団 (現、公益財団法人洪沢栄一記念財団) 評議員(現任) 平成21年6月 澁澤倉庫株式会社代表取締役会長 平成28年6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役		鈴木 善久	昭和30年6月21日生	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社航空宇宙部長 平成14年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー経営企画部長 (兼) 宇宙・情報・マルチメディアカンパニーチーフインフォメーションオフィサー 平成15年4月 同社執行役員 平成15年4月 同社航空宇宙・電子部門長 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 伊藤忠インターナショナル会社エグゼクティブバイスプレジデント(兼) 伊藤忠インターナショナル会社CAO(兼) 伊藤忠カナダ会社社長 平成19年4月 伊藤忠インターナショナル会社社長(CEO)(兼) 伊藤忠カナダ会社社長 平成23年4月 伊藤忠商事株式会社顧問 平成23年6月 株式会社ジャムコ代表取締役副社長 平成24年6月 同社代表取締役社長 平成28年4月 同社取締役会長 平成28年4月 伊藤忠商事株式会社専務執行役員(現任) 平成28年4月 同社情報・金融カンパニープレジデント(現任) 平成28年6月 同社代表取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	同上	-
常勤監査役		木山 博	昭和29年2月3日生	昭和51年4月 株式会社富士銀行 (現、株式会社みずほ銀行) 入行 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス管理部長 平成15年3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ管理部長 平成15年8月 同社経営企画部長 平成17年4月 同社執行役員 平成19年4月 株式会社みずほ銀行常勤監査役 平成21年6月 みずほビジネスサービス株式会社代表取締役社長 平成23年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社事務グループ担当 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	注4	普通株式 17,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		高田 幸治	昭和28年8月8日生	昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年9月 同社コンプライアンス室長 (兼)業務部 平成15年4月 同社コンプライアンス室長 平成17年4月 同社CSR・コンプライアンス 統括部長代行(兼)CSR・コ ンプライアンス統括部コンプラ イアンス室長 平成19年5月 同社リスクマネジメント部長代 行 平成21年4月 同社貿易・物流統括部長 平成23年4月 同社CAO・CCO付 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	注5	-
常勤監査役		中村 敏彦	昭和29年12月31日生	昭和53年10月 当社入社 平成13年10月 当社企画部部長 平成17年4月 当社経営企画グループ経営企画 部長(兼)経営企画グループ経 営企画部債権審査室長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員 平成18年6月 当社経理グループ担当(兼)経 営企画グループ経営企画部長 (兼)経営企画グループ経営企 画部債権審査室長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成19年7月 当社経理グループ担当(兼)経 営企画グループ副担当 平成25年12月 当社経理グループ担当(兼)総 務グループ担当(兼)経営企画 グループ副担当 平成28年6月 当社常勤監査役(現任)	注6	普通株式 54,300
監査役		櫻井 祐記	昭和27年9月11日生	昭和51年4月 富国生命保険相互会社入社 平成13年4月 同社有価証券部部長 平成15年4月 同社財務企画部長 平成19年7月 同社取締役 平成21年4月 同社取締役 執行役員 平成21年6月 富国生命投資顧問株式会社代表 取締役社長 平成26年4月 富国生命保険相互会社常務執行 役員 平成26年7月 同社取締役 常務執行役員(現 任) 平成28年4月 同社中期経営計画副担当(現 任) 平成28年6月 当社監査役(現任)	同上	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		松井 巖	昭和28年12月13日生	昭和55年4月 検事任官 平成15年7月 横浜地方検察庁刑事部長 平成17年1月 東京地方検察庁特別公判部長 平成18年4月 東京地方検察庁刑事部長 平成19年10月 大津地方検察庁検事正 平成21年7月 名古屋高等検察庁次席検事 平成22年10月 大阪高等検察庁次席検事 平成24年6月 最高検察庁刑事部長 平成26年1月 横浜地方検察庁検事正 平成27年1月 福岡高等検察庁検事長 平成28年11月 日本弁護士連合会弁護士登録 (東京弁護士会所属) 平成28年11月 八重洲総合法律事務所(現任) 平成29年2月 株式会社電通 労働環境改革に 関する独立監督委員会委員長 (現任) 平成29年6月 当社監査役(現任)	注5	-
計						普通株式 278,550

- (注) 1. 取締役 大庫 直樹、犬塚 静衛、鈴木 善久の各氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 高田 幸治並びに監査役 櫻井 祐記及び松井 巖の各氏は、社外監査役であります。
3. 平成29年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成27年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成29年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
会長執行役員	齋藤 雅之	
社長執行役員	河野 雅明	
専務執行役員	三宅 幸宏	コンプライアンスグループ担当
専務執行役員	前田 公輔	システムグループ担当
専務執行役員	松尾 秀樹	カード推進グループ担当
専務執行役員	藪田 清隆	金融保証グループ担当
常務執行役員	小川 恭平	事務グループ担当
常務執行役員	中林 美雄	営業推進グループ担当(兼)市場開発グループ担当
常務執行役員	説田 信夫	管理グループ担当
常務執行役員	深澤 雄二	リスク管理グループ担当
常務執行役員	水野 哲朗	財務グループ担当
常務執行役員	大熊 知顕	業務統括グループ担当(兼)業務統括グループ業務統括部長
常務執行役員	菅尾 睦	経営企画グループ担当(兼)経理グループ担当
常務執行役員	板垣 聡	人事・総務グループ担当
常務執行役員	松浦 達博	営業推進グループ副担当(兼)営業推進グループ営業推進部長
執行役員	樋口 千春	市場開発グループ副担当(兼)経営企画グループ海外事業部担当
執行役員	庄司 雅俊	営業推進グループ渉外担当
執行役員	山森 裕一	システムグループ副担当
執行役員	渡辺 健一	カード推進グループ渉外担当
執行役員	岡田 智夫	事務グループ事務部長
執行役員	小原 高之	カード推進グループ副担当
執行役員	小河原 俊三	金融保証グループ金融保証統括部長
執行役員	小田 稔	営業推進グループ渉外担当
執行役員	中西 真	営業推進グループ支店統括部長
執行役員	横山 嘉徳	Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.社長
執行役員	未政 伸司	大阪クレジットセンター支店長
執行役員	岡本 武己	大阪支店長
執行役員	生駒 仁志	市場開発グループ渉外担当(兼)業務統括グループ伊藤忠連携推進部担当
執行役員	犬飼 仁美	金融保証グループ渉外担当
執行役員	草野 実	経営企画グループ経営企画部長

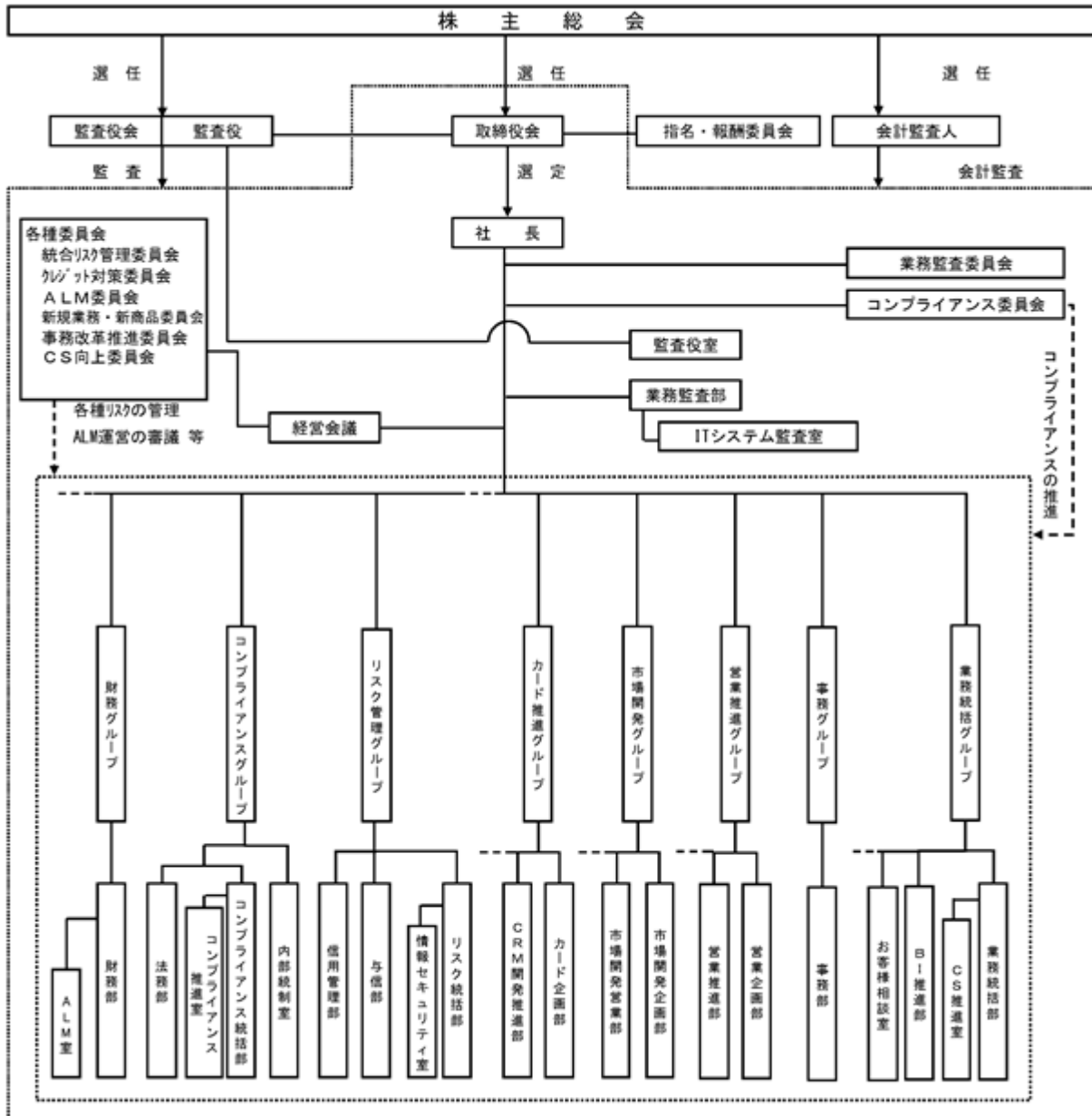
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の基本理念等に基づき、目指すべき姿として『真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献』を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



平成29年6月27日現在 抜粋

(2) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

イ．会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、株主總會の下に法定機関である取締役会、監査役会を置くほか、経営會議を設けております。また、激変する経済情勢や多様化するお客さまニーズ・加盟店ニーズに即応し、業務執行の迅速化・効率化を実現するため、平成14年6月より執行役員制度を導入しております。

ロ．会社の機関の内容

取締役会は、取締役13名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。原則として毎月開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。なお、社外取締役は客観的な視点や広範な視野からの適宜必要な発言に加え、経営の意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外からの経営に対する監視の観点については、社外監査役による監査を実施しており、十分に機能しております。

監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。原則月1回の開催により、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や、業務執行及び財産管理の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門と定期的に、お互いの情報交換を行うなどの連携をとり、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。当連結会計年度においては、会計監査人との間で7回、内部監査部門との間で5回、定期的な会合を実施いたしました。また、監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助する体制をとっております。

経営會議は、会長、社長、副社長及びその他関連する重要な組織の長等で構成されており、原則週1回の開催により、取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行っております。

ハ．取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

ニ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

企業統治の体制を採用している理由

当社は、社外取締役を3名(うち、独立社外取締役2名)選任した上で、監査役会や内部監査部門、内部統制部門等との連携を図っていく形のガバナンス体制を採用しております。この体制は監査役の機能に加えて、経営に対する監督機能の強化を可能とするものと考えております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、基本理念及び経営方針を定め、これらに基づいて、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社等からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、当社及び当社の子会社等の全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライアンスに関する行動規準である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
- ・取締役会を定期的開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
- ・コンプライアンスに関する事項の審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社の子会社等におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守します。
- ・内部通報制度を設け、当社及び当社の子会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
- ・個人情報管理につきましては、個人情報保護法並びに経済産業省ガイドライン、金融庁ガイドライン等との適合性を確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置して、その適正な管理を行います。
- ・財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を責任部署として内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
- ・当社及び当社の子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断に向けた基本方針及び規程等を定め、一元的な管理態勢を設けます。
また、「The Orico Group Code」において、役職員の意識の醸成と徹底を図ること、経営トップ以下の組織全体で対応することを定めるなど、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた態勢を構築します。
- ・業務監査部を設置し、当社及び当社の子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。
また、「業務監査委員会」を設置し、業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより、内部監査の充実を図ります。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会について、その議事録を法令及び社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成する経営会議について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・その他、稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「統合リスク管理委員会」を設置し、当社業務に関する各種リスクを統合的に把握・管理することを目的として、審議・調整を行います。また、多様化するリスクを管理する統括部署を設置し、リスク管理体制の強化を図ります。
- ・各種リスクの重要度に応じ、委員会等を設置するとともに、必要に応じて専門部署による適切なリスク管理体制を構築します。
- ・大規模地震等による緊急事態発生時の対応並びに事業継続管理に関して、「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法を定め、その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行います。
- ・経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議・決定を行います。
- ・執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化します。
- ・職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

- ホ. 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部署をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。
 - ・子会社等の経営管理に関する規程等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、承認をすること又は報告を受けることとし、必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
 - ・当該使用人の人事異動につきましては、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。
 - ・当該使用人は監査役以外の者より指揮命令を受けることがないものとします。
- ト. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、統合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができるものとします。
 - ・監査役は、当社又は当社の子会社等の会計監査人、監査役、取締役、その他使用人より適宜報告を受けることができるものとします。また、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署等より適宜子会社等に関する事項の報告を受けることができるものとします。なお、上記報告者は当該報告の実施を理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。
 - ・監査役は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言することなどができるものとします。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができるものとします。
 - ・常勤監査役は、業務監査部から定期的に業務報告を受けるなどにより連携を確保するなどし、業務執行状況を確認することができるものとします。また、子会社等の監査役と定期的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ることができるものとします。
 - ・監査役の職務執行について生ずる費用については会社が負担するものとします。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行うこととします。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務執行にあたっての様々なリスクを適切に管理し、各種事態の予防、発生に対する的確な対処を可能とすることで、事業を安定的に遂行し、経営資源を保全し、企業価値を維持すべく、リスク管理体制の整備を進めております。

当社業務に関するリスクを統合的に把握・管理するための体制として、「リスク統括部」を新設しております。加えて「統合リスク管理委員会」を組成し、定期的開催の上、審議結果を取締役に報告しております。

主な個別リスクの管理体制としては以下のとおりであります。

信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。この「リスク管理グループ」を構成する「与信部」「信用管理部」において、顧客に対する与信状況及び信用状況を「与信部」で、また加盟店の取引状況や業況を「信用管理部」で把握する体制をとっております。またお客さまからのニーズの他、加盟店や当社に対する様々なご意見等は「業務統括グループ」に設置している「お客様相談室」で把握する体制をとっております。これにより、顧客の信用状況や加盟店の業況・動態を一元的に管理し、営業に対する健全な牽制関係を構築すると共に、信用リスクの管理体制の充実に努めております。これに加え、適正な与信の実現及び加盟店管理の強化に関する重要な対策事項を審議・決定する機関として「クレジット対策委員会」を設置し、より厳格な対策を講じており、経営者が、適正な与信に関する事項及び重要な加盟店の信用状況に関する報告を適時に受け、直ちに適切な対応策を指示できる機動的な体制を構築しております。

金利変動リスクについては、「財務部」の部内室である「ALM室」にて、各種計測システムを活用して金利変動リスクを把握し、適切な対応を進める体制としております。また、「ALM委員会」を定期的開催し、当社の資産負債全体の金利変動リスク及び資金流動性リスクを把握・管理することにより、外部環境等の変化に応じた適切なコントロールを実施しております。

新規業務・新商品に関するリスクについては、重要度に応じて、「新規業務・新商品委員会」を開催し、戦略性、収益性を踏まえて、想定されるリスクの洗い出しとその対応策の検討を行うことにより、リスク管理の徹底を図っております。

情報セキュリティに関するリスクについては、「情報セキュリティ規程」等社内規程に基づいて、効果的な情報セキュリティ施策を推進しております。さらに、組織面、物理面も含む包括的な情報セキュリティマネジメントを構築し、「リスク統括部」の部内室である「情報セキュリティ室」を中心に整備・運用を行っております。なかでも、当社は個人情報当社にとって最も重要な資産であると認識しており、個人情報保護法等の法令遵守を徹底し、個人情報を適切に取り扱う体制を構築するとともに、業務委託先を含めた個人情報保護マネジメントシステムを通して徹底したリスクマネジメントを実施しております。

システム障害等、当社の経営に重大な影響を与える事象及び地震等の自然災害の発生に係るリスクについては、事業継続管理に関する「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行い、予め定められたマニュアルに沿った適切な対応を行うことで、損失の極小化と業務の継続性を確保する体制を構築しております。

なお、「反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況」については、以下のとおりであります。

イ. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めます。

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- ・当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
- ・当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- ・当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力への対応については、当社及び当社の子会社等の行動規準として定めた「The Orico Group Code」の中で「会社としての取り組み姿勢」及び「社員としての取り組み姿勢」として具体的に行動の判断尺度を明文化し、全役職員に周知を図っています。
- ・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し研修会等に参加するなど、反社会的勢力の排除活動に積極的に取り組んでいます。
- ・反社会的勢力による有事発生時の責任部署と対応方法を定め、外部専門機関とも連携し、適切な措置を講じる体制を構築しています。
- ・反社会的勢力との関係遮断に関する審議・報告は「コンプライアンス委員会」にて行っております。また、反社会的勢力への対応に関する専門部署として、コンプライアンス統括部に部内室として「コンプライアンス推進室」を設置しております。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査機能としては、28名のスタッフで構成される「業務監査部」が、本社部門、各営業店及び子会社等に対して、業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を定期的実施しております。内部監査は、「業務監査委員会」及び取締役会において年度計画が審議されたうえで実施され、その結果も報告されるなど、その実施状況及び結果について定期的に把握できる体制になっております。また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努力しております。内部監査の実施にあたっては、内部監査部門、監査役、会計監査人及び内部統制部門が相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。

また、監査役の直属の組織として「監査役室」を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助しております。各監査役の有する経営や法務等の豊富な見識に加え、会計監査人及び財務、会計の専門部署と密接な情報交換を行う等により、監査体制の強化に取り組んでおります。監査役は取締役会や経営会議等における審議事案について必要に応じて、所管部署に対し事前に説明を求めることができ、内部統制部門からは定期的に業務報告を受ける等により、内部統制の状況を確認しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役、社外監査役は各3名であります。

社外取締役については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、経営、法律、会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく優れた経営判断能力を以って、広範な視点又は独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に資することを考慮し選任しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することを目的に、取締役会の決議により、当社における社外取締役の独立性に関する判断基準を制定しております。

社外監査役については、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、かつ、取締役の業務の執行の準拠性、適法性、会計監査の相当性を判断する上で必要とされる知識、経験、見識等を備えた人材であることを要件としており、これらの経験や見識に基づく有益な助言により当社経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

社外監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等により両者間の連携を確保し、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認しております。また、社外監査役へは監査役会において、内部監査部門及び内部統制部門からの業務報告に基づき情報伝達が行なわれるなど連携を確保しております。

当社における社外取締役の独立性に関する判断基準、は以下のとおりであります。

当社における社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、現在及び最近（社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう）において、次のいずれにも該当しないことを要件とする。

1. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という）及び親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取引先のうち、直近事業年度における年間取引額が当社の連結売上高（ ）又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者（ ）連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう）
5. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう）
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の（1）又は（2）のいずれかに掲げる者（使用人のうち、重要ではない者を除く）の近親者（二親等以内の親族）
 - （1）上記1. から7. までに掲げる者
 - （2）当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

社外取締役及び社外監査役の当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係等については以下のとおりであります。

役名	氏名	当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	当該役員を選任している理由
取締役	大庫 直樹 (注)	[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・ルートエフ株式会社 代表取締役 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。	マッキンゼー・アンド・カンパニーにパートナーとしての6年間を含め20年間勤務され、その後外資系金融会社の執行役員を経てルートエフ株式会社を設立し、現在は同社の代表取締役を務められています。 コンサルタントとしての長年の経験に基づく優れた経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する豊富な知見を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
取締役	犬塚 静衛 (注)	重要な兼職先はありません。	滋澤倉庫株式会社において人事をはじめ管理部門を歴任した後、代表取締役社長、代表取締役会長を合計9年間務められました。 伝統ある上場企業の経営トップとしての長年に亘る経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
取締役	鈴木 善久	[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・伊藤忠商事株式会社 代表取締役専務執行役員 伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主という関係にあります。	当社の主要株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーである伊藤忠商事株式会社において部門の業務執行責任者を務め、更に同社関連会社の社長として企業経営に携わってこられました。 多様な知見と豊富な企業経営経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
常勤監査役	高田 幸治	当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の出身ですが、同社を平成23年6月に退職後、兼職先はありません。	当社の主要株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーである伊藤忠商事株式会社において、リーガル及びコンプライアンスセクションの責任者を歴任されました。 多様な知見と豊富な企業経営経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
監査役	櫻井 祐記	[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・富国生命保険相互会社 取締役常務執行役員 富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にあります。	当社株主及び提携金融機関である富国生命保険相互会社において、財務企画部門の取締役及び業務執行責任者を務め、更にグループ会社社長として企業経営に携わってこられました。 多様な知見と豊富な企業経営経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を広範な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
監査役	松井 巖 (注)	重要な兼職先はありません。	検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。 過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、法曹界における豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を独立・公正な立場から判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。

(注) 当社は、取締役 大庫 直樹氏、取締役 犬塚 静衛氏、監査役 松井 巖氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出しています。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。

当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	258	246	11	-	-	12
監査役 (社外監査役を除く)	34	34	-	-	-	3
社外役員	55	55	-	-	-	8

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はおりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会及び平成29年6月27日開催の第57期定時株主総会による承認を得て、平成30年3月期以降の役員報酬制度につきまして、次のとおり決定しております。

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、さらに業績連動報酬は、短期業績のみならず中長期的な業績向上と企業価値増大に向けての健全なインセンティブとして機能するよう、現金報酬と株式報酬で構成しており、個人別の報酬額は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しております。

社外取締役におきましてはその職責を考慮し、業績連動報酬の支給対象とはせず、固定報酬のみとしております。

また、経営陣幹部である執行役員(取締役兼務の者を除く)の報酬につきましては、取締役(社外取締役を除く)に準じた方針及び体系としており、個人別の報酬は取締役社長及び取締役会長の協議により決定しております。

なお、当社の取締役並びに執行役員の報酬制度の決定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえるものとしております。

(6) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

48銘柄 6,907百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
京成電鉄株式会社	638	1,009	取引関係の維持・拡大
第一生命保険株式会社	142	194	取引関係の維持・拡大
株式会社ヨンドシーホールディングス	65	180	営業政策上の保有
株式会社みちのく銀行	1,000	174	取引関係の維持・拡大
株式会社筑邦銀行	684	164	取引関係の維持・拡大
株式会社Olympicグループ	255	131	営業政策上の保有
A s - m e エステール株式会社	135	86	営業政策上の保有
株式会社シーボン	36	85	営業政策上の保有
株式会社アサンテ	30	47	営業政策上の保有
株式会社ヤマノホールディングス	416	37	営業政策上の保有
株式会社ファミリー	105	36	営業政策上の保有
株式会社イエローハット	11	27	営業政策上の保有
株式会社中京医薬品	87	24	営業政策上の保有
株式会社ニチリョク	100	22	営業政策上の保有
株式会社タカキュー	120	22	営業政策上の保有
共同印刷株式会社	55	18	取引関係の維持・拡大
株式会社プロルート丸光	100	14	営業政策上の保有
株式会社宮崎太陽銀行	40	7	取引関係の維持・拡大
伊藤忠エネクス株式会社	2	2	営業政策上の保有
株式会社東葛ホールディングス	2	0	営業政策上の保有
株式会社ニッセンホールディングス	3	0	営業政策上の保有

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社オークネット (注)	2,592	3,195	営業政策上の保有
京成電鉄株式会社	319	823	営業政策上の保有
第一生命ホールディングス株式会社	142	285	取引関係の維持・拡大
株式会社みちのく銀行	1,000	187	取引関係の維持・拡大
株式会社ヨンドシーホールディングス	65	161	営業政策上の保有
株式会社Olympicグループ	255	153	営業政策上の保有
株式会社筑邦銀行	684	152	取引関係の維持・拡大
As-me エステール株式会社	135	90	営業政策上の保有
株式会社シーボン	36	90	営業政策上の保有
株式会社アサンテ	30	48	営業政策上の保有
株式会社ファミリー	105	39	営業政策上の保有
株式会社ヤマノホールディングス	416	37	営業政策上の保有
株式会社イエローハット	11	30	営業政策上の保有
株式会社中京医薬品	87	25	営業政策上の保有
株式会社ニチリョク	100	23	営業政策上の保有
株式会社タカキュー	120	23	営業政策上の保有
共同印刷株式会社	55	19	取引関係の維持・拡大
株式会社プロルート丸光	100	13	営業政策上の保有
株式会社宮崎太陽銀行	40	6	取引関係の維持・拡大
伊藤忠エネクス株式会社	2	2	営業政策上の保有
株式会社東葛ホールディングス	2	0	営業政策上の保有

(注) 株式会社オークネットは平成29年3月29日付で東京証券取引所市場第一部へ上場しております。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

(7) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に、新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：亀井純子、加藤信彦

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 21名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(8) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

(9) 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(11) 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(12) 種類株式

当社は、種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式は100株、第一回I種優先株式は1,000株といたしております。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主さまの権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更した後、全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日に単元株式数を500株から100株に変更したものであります。

また、第一回I種優先株式は議決権を有しないことといたしております。これは、資本増強にあたり、既存株主さまへの影響を考慮したものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	110	43	110	51
連結子会社	25	-	25	-
計	135	43	135	51

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるOrico Auto Leasing (Thailand) Ltd.他1社は当社の会計監査人と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるOrico Auto Leasing (Thailand) Ltd.他1社は当社の会計監査人と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務及び社債発行に係るコンフォート・レター業務並びに次期基幹システム構築に関する第三者調査、報告業務等について委託しております。

(当連結会計年度)

クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務及び社債発行に係るコンフォート・レター業務並びに次期基幹システム構築に関する第三者調査、報告業務等について委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	178,792	198,498
受取手形及び売掛金	505	463
割賦売掛金	3,842,201	3,959,525
信用保証割賦売掛金	3,123,649	3,047,722
資産流動化受益債権	4,460,157	2,449,810
集金保証前渡金	342,422	407,174
販売用不動産	2,117,000	1,609
その他のたな卸資産	5,110,101	5,880
繰延税金資産	14,247	14,193
その他	105,805	89,779
貸倒引当金	144,192	137,970
流動資産合計	4,925,861	5,076,687
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	55,734	56,685
減価償却累計額	30,618	31,651
建物及び構築物(純額)	2,25,116	2,25,033
機械装置及び運搬具	61	52
減価償却累計額	49	45
機械装置及び運搬具(純額)	11	6
土地	2,74,976	2,73,422
リース資産	4,272	5,695
減価償却累計額	997	1,436
リース資産(純額)	3,275	4,258
建設仮勘定	268	-
その他	3,375	3,378
減価償却累計額	1,960	2,041
その他(純額)	1,415	1,336
有形固定資産合計	105,064	104,057
無形固定資産		
のれん	94	32
その他	96,167	117,327
無形固定資産合計	96,261	117,360
投資その他の資産		
投資有価証券	1,8,610	1,11,558
長期貸付金	-	2,400
従業員に対する長期貸付金	25	17
退職給付に係る資産	1,909	1,732
繰延税金資産	4,892	3,800
その他	9,890	10,814
投資その他の資産合計	25,328	30,323
固定資産合計	226,655	251,742
繰延資産		
社債発行費	383	628
繰延資産合計	383	628
資産合計	5,152,900	5,329,058

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	458,081	521,760
信用保証買掛金	3,123,649	3,047,722
短期借入金	2,421,130	2,477,736
1年内返済予定の長期借入金	315,251	269,266
リース債務	730	1,114
未払法人税等	5,039	3,588
賞与引当金	3,431	3,936
ポイント引当金	-	789
割賦利益繰延	17,482	17,734
その他	318,519	312,403
流動負債合計	4,284,316	4,226,052
固定負債		
社債	80,015	150,000
長期借入金	473,369	604,819
債権流動化借入金	-	2,624,400
リース債務	1,453	1,901
役員退職慰労引当金	31	34
ポイント引当金	3,647	3,632
利息返還損失引当金	23,677	25,547
退職給付に係る負債	6,926	5,921
その他	2,543	4,840
固定負債合計	594,559	799,097
負債合計	4,878,876	5,025,149
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,015	150,028
資本剰余金	859	872
利益剰余金	118,516	147,206
自己株式	15	14
株主資本合計	269,377	298,092
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	596	2,338
繰延ヘッジ損益	410	272
為替換算調整勘定	60	53
退職給付に係る調整累計額	4,400	3,685
その他の包括利益累計額合計	4,526	5,698
新株予約権	98	96
非支配株主持分	21	21
純資産合計	274,023	303,908
負債純資産合計	5,152,900	5,329,058

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	1,196,317	1,198,736
その他の事業収益	9,247	8,806
事業収益合計	205,564	207,543
金融収益		
受取利息及び受取配当金	143	148
その他の金融収益	681	991
金融収益合計	825	1,139
その他の営業収益	5,413	5,010
営業収益合計	211,804	213,693
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,171,037	2,170,966
金融費用		
支払利息	9,391	7,497
その他の金融費用	1,536	1,053
金融費用合計	10,927	8,551
その他の営業費用	352	660
営業費用合計	182,317	180,178
営業利益	29,486	33,515
経常利益	29,486	33,515
特別利益		
有形固定資産売却益	-	163
投資有価証券売却益	14	972
受取立退料	-	160
特別利益合計	14	1,295
特別損失		
有形固定資産売却損	108	307
有形固定資産除却損	18	5
ソフトウェア除却損	-	393
投資有価証券売却損	11	6
特別損失合計	138	711
税金等調整前当期純利益	29,362	34,099
法人税、住民税及び事業税	4,870	5,028
法人税等調整額	90	381
法人税等合計	4,780	5,409
当期純利益	24,582	28,690
非支配株主に帰属する当期純利益	4	-
親会社株主に帰属する当期純利益	24,577	28,690

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	24,582	28,690
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	95	1,740
繰延ヘッジ損益	275	137
為替換算調整勘定	63	6
退職給付に係る調整額	119	714
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	553	1,171
包括利益	24,028	29,861
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,028	29,861
非支配株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,013	848	93,938	15	244,784
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2			5
親会社株主に帰属する当期純利益			24,577		24,577
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			-	-	-
連結子会社株式の取得による持分の増減		9			9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2	11	24,577	0	24,592
当期末残高	150,015	859	118,516	15	269,377

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	691	134	-	4,519	5,076	80	31	249,973
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								5
親会社株主に帰属する当期純利益								24,577
自己株式の取得								0
自己株式の処分								-
連結子会社株式の取得による持分の増減								9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	95	275	60	119	549	18	10	541
当期変動額合計	95	275	60	119	549	18	10	24,050
当期末残高	596	410	60	4,400	4,526	98	21	274,023

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,015	859	118,516	15	269,377
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12			24
親会社株主に帰属する当期純利益			28,690		28,690
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	12	12	28,690	0	28,715
当期末残高	150,028	872	147,206	14	298,092

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	596	410	60	4,400	4,526	98	21	274,023
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								24
親会社株主に帰属する当期純利益								28,690
自己株式の取得								0
自己株式の処分								0
連結子会社株式の取得による持分の増減								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,742	137	6	714	1,171	2	0	1,169
当期変動額合計	1,742	137	6	714	1,171	2	0	29,884
当期末残高	2,338	272	53	3,685	5,698	96	21	303,908

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	29,362	34,099
減価償却費	7,334	6,690
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,833	6,222
賞与引当金の増減額(は減少)	8	505
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,097	927
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	2,999	1,869
受取利息及び受取配当金	143	148
支払利息	9,391	7,497
売上債権の増減額(は増加)	110,648	77,605
たな卸資産の増減額(は増加)	262	218
仕入債務の増減額(は減少)	72,501	12,249
割賦利益繰延の増減額(は減少)	2,689	246
その他の資産の増減額(は増加)	43,737	46,803
その他の負債の増減額(は減少)	11,135	3,456
その他	578	848
小計	32,276	90,657
利息及び配当金の受取額	377	393
利息の支払額	9,065	7,556
法人税等の支払額	1,314	6,877
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,279	104,697
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	20,797	26,267
投資有価証券の取得による支出	286	1
投資有価証券の売却による収入	72	1,275
長期貸付けによる支出	-	2,400
その他	1,423	569
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,434	27,962
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	15,740	5,582
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	27,500	9,800
長期借入れによる収入	392,284	416,087
長期借入金の返済による支出	338,084	330,620
社債の発行による収入	49,725	69,625
債権流動化借入れによる収入	-	2,400
ファイナンス・リース債務の返済による支出	4,283	837
セール・アンド・リースバックによる収入	420	-
その他	35	15
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,787	152,420
現金及び現金同等物に係る換算差額	263	54
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	46,808	19,706
現金及び現金同等物の期首残高	131,983	178,792
現金及び現金同等物の期末残高	178,792	198,498

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
異動状況
該当事項はありません。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 4社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
異動状況
該当事項はありません。

(3) 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「(7) 重要なヘッジ会計の方法」参照)

販売用不動産

個別法による原価法〔切放し法〕(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、平成28年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年又は10年)

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(6) 重要な収益の計上基準

信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

・会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

部門	計上方法
包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

（注）計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

・加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に係るものが次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券	3,822百万円	4,570百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産流動化受益債権	- 百万円	2,400百万円
販売用不動産	69	-
建物及び構築物	291	185
土地	1,448	570
合計	1,809	3,155

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	300百万円	170百万円
債権流動化借入金	-	2,400
その他(固定負債)	16	-
合計	316	2,570

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未実行残高	1,559,311百万円	1,497,786百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
商品及び製品	1,101百万円	880百万円

6. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

7. 保証債務

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
従業員の金融機関からの 住宅借入金に対する保証	753百万円	520百万円

(連結損益計算書関係)

1. 信販業収益の内訳

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	42,427百万円	45,210百万円
個別信用購入あっせん収益	54,804	61,626
信用保証収益	66,097	61,125
融資収益	31,221	28,927
その他	1,767	1,846
合計	196,317	198,736

(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	14,197百万円	16,695百万円
個別信用購入あっせん収益	35,937	42,134
融資収益	14,784	14,900
計	64,919	73,730

2. 販売費及び一般管理費の内訳

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
貸倒引当金繰入額	36,680百万円	35,315百万円
利息返還損失引当金繰入額	18,449	17,172
従業員給料及び手当	30,433	30,280
退職給付費用	1,546	1,028
賞与引当金繰入額	3,286	3,817
ポイント引当金繰入額	3,594	4,361
計算事務費	19,351	18,385
その他	57,695	60,604
合計	171,037	170,966

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	160百万円	2,506百万円
組替調整額	2	0
税効果調整前	162	2,506
税効果額	67	766
その他有価証券評価差額金	95	1,740
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	305	58
組替調整額	30	79
税効果調整前	275	137
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	275	137
為替換算調整勘定		
当期発生額	63	6
組替調整額	-	-
税効果調整前	63	6
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	63	6
退職給付に係る調整額		
当期発生額	291	99
組替調整額	411	617
税効果調整前	119	716
税効果額	0	1
退職給付に係る調整額	119	714
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0	1
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	553	1,171

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	816,193	901,757	-	1,717,951
第一回種優先株式	140,000	-	-	140,000
第一回J種優先株式 (注) 2	126,240	-	126,240	-
合計	1,082,433	901,757	126,240	1,857,951
自己株式				
普通株式 (注) 3	21	0	-	22
第一回J種優先株式 (注) 4	-	126,240	126,240	-
合計	21	126,240	126,240	22

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加(901,757千株)は、第一回J種優先株式の取得請求権が行使されたためその対価として普通株式(901,714千株)が交付されたこと及び新株予約権(ストック・オプション)が行使され普通株式(43千株)が交付されたことによるものであります。
2. 第一回J種優先株式の発行済株式総数の減少(126,240千株)は消却によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の増加(0千株)は、単元未満株式の買取りによるものであります。
4. 第一回J種優先株式の自己株式の増加(126,240千株)は、普通株式への転換により取得したものであり、減少(126,240千株)は消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	98

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,717,951	212	-	1,718,163
第一回 種優先株式	140,000	-	-	140,000
合計	1,857,951	212	-	1,858,163
自己株式				
普通株式 (注) 2	22	0	2	20
合計	22	0	2	20

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加（212千株）は、新株予約権（ストック・オプション）が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加（0千株）は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少（2千株）は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	96

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,436	利益剰余金	2.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日
	第一回 I 種優先株式	1,589	利益剰余金	11.35	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	178,792百万円	198,498百万円
現金及び現金同等物	178,792	198,498

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他に債権管理回収業務や信販周辺業務などを行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。また、調達コストの低減、平準化を目的に金利オプション取引である金利キャップ取引及び金利スワップ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式であり、事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなることによって、十分な資金調達ができなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引である金利スワップ取引や金利キャップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

金利スワップ取引においては、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しております。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。また、投機目的のデリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。「リスク管理グループ」に属する「与信部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、定期的開催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件毎に与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却および貸倒引当金規程、同細則および同運用指針」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則毎月開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

() 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングすることでリスク管理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当社では、すべての金融商品について、金利の合理的な予想変動幅を用いて当面5年間の損益に与える影響額を定量的に分析し、金利変動リスクを管理しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利更改期日に応じた適切な期間に残高を分解し算出しております。

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「債権流動化」、「社債」、「金利スワップ取引」であります。

金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.1%)上昇したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が672百万円減少(前連結会計年度末現在では、同606百万円減少)し、10ベース・ポイント(0.1%)下落したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が672百万円増加(前連結会計年度末現在では、同606百万円増加)するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則毎月開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円) (*1)
(1) 現金及び預金	178,792	178,792	-
(2) 営業債権 (*2)	1,167,946	1,204,693	36,747
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,333	2,333	-
(4) 支払手形及び買掛金	(115,658)	(115,658)	-
(5) 短期借入金	(42,130)	(42,130)	-
(6) その他(流動負債)			
コマーシャル・ペーパー	(186,200)	(186,200)	-
(7) 社債	(80,015)	(80,591)	(576)
(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(788,620)	(790,683)	(2,063)
(9) デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(410)	(410)	-

(*1)負債に計上されている項目については()で表示しております。

(*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証(信用保証割賦売掛金)の時価は26,016百万円であります。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円) (*1)
(1) 現金及び預金	198,498	198,498	-
(2) 営業債権 (*2)	1,325,870	1,353,056	27,185
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,458	5,458	-
(4) 支払手形及び買掛金	(114,585)	(114,585)	-
(5) 短期借入金	(47,736)	(47,736)	-
(6) その他（流動負債）			
コマーシャル・ペーパー	(176,400)	(176,400)	-
(7) 社債	(150,000)	(149,742)	(257)
(8) 長期借入金	(874,086)	(875,044)	(957)
（1年内返済予定の長期借入金含む）			
(9) デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(272)	(272)	-

(*1)負債に計上されている項目については()で表示しております。

(*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証（信用保証割賦売掛金）の時価は29,120百万円であります。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

満期のある預金については、1年以内の短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(2) 営業債権

割賦売掛金は、資産流動化受益債権を含めて元利息の将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いて時価を算定しております。なお、国外拠点の割賦売掛金につきましては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額と近似しているものと想定されるため、当該金額をもって時価としております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、連結財務諸表「注記事項（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済される場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

なお、集金保証業務に係るものを除いております。

(5) 短期借入金及び(6) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(7) 社債

市場価格によっております。なお、前連結会計年度における一部の連結子会社が発行する社債については、元利金の合計額を同様の社債の発行において想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(8) 長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び当社グループの信用状態を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「(9) デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) デリバティブ取引

連結財務諸表「注記事項（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(10) 債務保証

契約上の保証料から信用リスク等を控除したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	6,277	6,099

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	178,600	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	500,509	145,400	101,286	63,861	47,843	245,215
合計	679,109	145,400	101,286	63,861	47,843	245,215

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	198,315	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	545,763	164,513	107,850	80,191	66,837	287,438
合計	744,079	164,513	107,850	80,191	66,837	287,438

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	42,130	-	-	-	-	-
社債	15	-	15,000	20,000	25,000	20,000
長期借入金	315,251	192,179	128,682	73,646	64,563	14,299
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	186,200	-	-	-	-	-
合計	543,596	192,179	143,682	93,646	89,563	34,299

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	47,736	-	-	-	-	-
社債	-	15,000	30,000	25,000	40,000	40,000
長期借入金	269,266	207,612	205,972	105,576	71,415	14,243
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	176,400	-	-	-	-	-
合計	493,402	222,612	235,972	130,576	111,415	54,243

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,618	738	879
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	42	24	18
	小計	1,660	762	898
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	672	720	48
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	672	720	48
合計		2,333	1,483	849

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,455百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,065	1,694	3,370
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	45	24	21
	小計	5,111	1,718	3,392
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	347	382	35
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	347	382	35
合計		5,458	2,101	3,356

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,529百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	14	11
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	32	14	11

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,274	972	6
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,274	972	6

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、その他有価証券について0百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	19,000	19,000	410
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	114,482	73,063	(注) 2
合計			133,482	92,063	-

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	19,000	19,000	272
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	62,835	56,235	(注) 2
合計			81,835	75,235	-

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	52,545百万円	50,919百万円
勤務費用	1,829	1,746
利息費用	418	-
数理計算上の差異の発生額	586	372
退職給付の支払額	2,675	2,592
過去勤務費用の発生額	1,849	-
その他	64	83
退職給付債務の期末残高	50,919	50,530

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	46,139百万円	45,902百万円
期待運用収益	1,012	812
数理計算上の差異の発生額	971	273
事業主からの拠出額	1,300	1,229
退職給付の支払額	1,572	1,877
その他	6	1
年金資産の期末残高	45,902	46,341

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	50,522百万円	50,085百万円
年金資産	45,902	46,341
	4,620	3,744
非積立型制度の退職給付債務	396	444
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,017	4,188
退職給付に係る負債	6,926	5,921
退職給付に係る資産	1,909	1,732
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,017	4,188

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
勤務費用	1,829百万円	1,746百万円
利息費用	418	-
期待運用収益	1,012	812
数理計算上の差異の費用処理額	268	475
過去勤務費用の費用処理額	142	142
その他	408	392
確定給付制度に係る退職給付費用	1,232	708

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
過去勤務費用	1,707百万円	142百万円
数理計算上の差異	1,826	574
合計	119	716

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,707百万円	1,565百万円
未認識数理計算上の差異	2,702	2,127
合計	4,409	3,693

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	43.5%	40.2%
株式	46.8	46.4
その他 (注) 2	9.8	13.4
合計	100.0	100.0

(注) 1. 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度29.1%、当連結会計年度27.6%含まれております。

2. その他には、主として生保一般勘定、オルタナティブ投資が含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	3.0%	2.5%

(注) 数理計算上の計算基礎には、上記以外に予想昇給率等が含まれます。当社はポイント制を採用しております。

当連結会計年度における予想ポイントの上昇率は、0.8%～16.4%(前連結会計年度は0.8%～16.4%)であります。また、一部の連結子会社の当連結会計年度における予想昇給率は、0.0%～3.4%(前連結会計年度は0.0%～3.4%)であります。

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度313百万円、当連結会計年度319百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	23	23

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社オリエント コーポレーション 第1回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第2回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第3回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第4回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 11名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 476,500株	普通株式 335,000株	普通株式 223,500株	普通株式 91,500株
付与日	平成22年8月26日	平成23年8月25日	平成24年8月23日	平成25年8月22日
権利確定条件	本新株予約権の割 当てを受けた者 は、行使可能期間 内であることに加 え、当社の取締役 及び執行役員の地 位をいずれも喪失 した日の翌日を起 算日として10日 が経過するまでの 間に限り、行使す ることができる。 本新株予約権を行 使する場合は、保 有する新株予約権 の全部を一括して 行使する。 その他の行使の条 件については、取 締役会決議に基づ き、当社と本新株 予約権者との間で 締結する「新株予 約権割当契約」に 定めるところによ る。	同左	本新株予約権の割 当てを受けた者 は、行使可能期間 内であることに加 え、当社の取締役 及び執行役員の地 位をいずれも喪失 した日の翌日を起 算日として10日 が経過するまでの 間に限り、行使す ることができる。 本新株予約権を行 使する場合は、保 有する新株予約権 の全部を一括して 行使する。	同左
対象勤務期間	自 平成22年6月25日 至 平成23年6月29日	自 平成23年6月29日 至 平成24年6月27日	自 平成24年6月27日 至 平成25年6月27日	自 平成25年6月27日 至 平成26年6月26日
権利行使期間	自 平成22年8月27日 至 平成42年8月26日	自 平成23年8月26日 至 平成43年8月25日	自 平成24年8月24日 至 平成44年8月23日	自 平成25年8月23日 至 平成45年8月22日

	株式会社オリエンテーション 第5回新株予約権	株式会社オリエンテーション 第6回新株予約権	株式会社オリエンテーション 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 19名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 89,000株	普通株式 116,000株	普通株式 116,000株
付与日	平成26年8月21日	平成27年8月20日	平成28年8月23日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左	同左
対象勤務期間	自 平成26年6月26日 至 平成27年6月25日	自 平成27年6月25日 至 平成28年6月28日	自 平成28年6月28日 至 平成29年6月27日
権利行使期間	自 平成26年8月22日 至 平成46年8月21日	自 平成27年8月21日 至 平成47年8月20日	自 平成28年8月24日 至 平成48年8月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式会社オリエント コーポレーション 第1回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第2回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第3回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	204,500	184,500	155,000	70,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	76,500	58,000	41,500	17,000
未確定残	128,000	126,500	113,500	53,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	2,000
権利確定	76,500	58,000	41,500	17,000
権利行使	67,500	51,000	36,500	17,000
失効	-	-	-	-
未行使残	9,000	7,000	5,000	2,000

	株式会社オリエント コーポレーション 第5回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第6回新株予約権	株式会社オリエント コーポレーション 第7回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	81,000	109,000	-
付与	-	-	116,000
失効	-	-	-
権利確定	17,000	21,000	2,500
未確定残	64,000	88,000	113,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	2,000	7,000	-
権利確定	17,000	21,000	2,500
権利行使	17,000	25,500	-
失効	-	-	-
未行使残	2,000	2,500	2,500

単価情報

	株式会社オリエントコーポレーション 第1回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第2回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第3回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第4回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	186円00銭	186円00銭	186円00銭	188円58銭
付与日における公正な 評価単価	1株につき57円00銭	1株につき75円00銭	1株につき105円00銭	1株につき251円00銭

	株式会社オリエントコーポレーション 第5回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第6回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第7回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	188円58銭	193円62銭	-
付与日における公正な 評価単価	1株につき246円00銭	1株につき206円00銭	1株につき200円00銭

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社オリエントコーポレーション第7回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
主な基礎数値及び見積方法

		株式会社オリエントコーポレーション 第7回新株予約権
株価変動性	(注) 1	38.355%
予想残存期間	(注) 2	1.78年
予想配当	(注) 3	1株につき0円
無リスク利率	(注) 4	0.205%

(注) 1. 割当日(平成28年8月23日)から予想残存期間(1.78年)に相当する過去93週分の当社株価から算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 当社従業員の平均的な就任期間に、本新株予約権の権利行使開始後10日までの期間を加算し、算定しております。

3. 配当額は無配としております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	29,823百万円	29,976百万円
利息返還損失引当金繰入額	7,239	7,816
減損損失	8,544	8,297
退職給付に係る負債	2,694	2,052
繰越欠損金	62,982	57,631
その他	9,654	10,660
繰延税金資産小計	120,940	116,435
評価性引当額	101,275	97,121
繰延税金資産合計	19,664	19,313
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	523	1,319
繰延税金資産の純額	19,140	17,994

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産(流動資産)	14,247百万円	14,193百万円
繰延税金資産(固定資産)	4,892	3,800

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)		
評価性引当額	22.1	15.8
住民税均等割額	0.6	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.5	-
その他	0.2	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.3	15.9

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は基幹事業である「個品割賦事業」「カード・融資事業」「銀行保証事業」「決済・保証事業」の4事業を報告セグメントとしております。

各事業の概要は以下のとおりであります。

- (1) 個品割賦事業 ……オートローンやショッピングクレジットを対象とする
個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務
- (2) カード・融資事業 ……クレジットカード、一般個人ローンを対象とする
包括信用購入あっせん業務及び融資業務
- (3) 銀行保証事業 ……提携金融機関の個人向け融資を対象とする保証業務
- (4) 決済・保証事業 ……家賃決済保証、売掛金決済保証業務、小口リース保証業務及び
集金代行業務

当社グループは、平成28年3月期を初年度とする5ヵ年の中期経営計画において、「決済・保証事業」を第四の事業へと成長させることを目指しており、当連結会計年度より報告セグメントの区分を従来の「個品割賦事業」「カード・融資事業」「銀行保証事業」の3事業から「決済・保証事業」を加えた4事業に変更いたしました。具体的には、従来の「個品割賦事業」から家賃決済保証、売掛金決済保証業務及び小口リース保証業務を、また「その他」から集金代行業務を「決済・保証事業」に移管しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					計	その他 (注) 1	合計
	個品割賦	カード・ 融資	銀行保証	決済・ 保証				
営業収益								
外部顧客に対する 営業収益(注) 2	79,990	73,423	35,020	5,322	193,757	11,807	205,564	
セグメント間の内部 売上高又は振替 高	-	2	-	0	3	8,365	8,368	
計	79,990	73,425	35,020	5,323	193,760	20,172	213,933	
セグメント利益	63,937	57,772	21,844	4,729	148,285	4,784	153,069	
セグメント資産 (注) 3	2,764,361	568,675	1,275,989	39,249	4,648,275	212,822	4,861,097	

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	個品割賦	カード・ 融資	銀行保証	決済・ 保証	計		
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益(注) 2	76,458	73,897	39,333	6,810	196,501	11,042	207,543
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1	-	0	2	8,551	8,553
計	76,458	73,899	39,333	6,811	196,503	19,593	216,096
セグメント利益	61,827	61,890	24,102	6,087	153,907	4,922	158,830
セグメント資産 (注) 3	2,908,433	590,324	1,349,651	65,422	4,913,833	180,768	5,094,601

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン、及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
個品割賦事業		
個別信用購入あっせん収益	50,590	57,059
信用保証収益	29,399	19,399
カード・融資事業		
包括信用購入あっせん収益	42,427	45,210
融資収益	30,995	28,687
銀行保証事業		
信用保証収益	35,020	39,333
決済・保証事業		
個別信用購入あっせん収益	4,053	4,567
信用保証収益	416	1,404
その他	852	838

3. セグメント資産には割賦売掛金を流動化した残高を含めております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	193,760	196,503
「その他」の区分の営業収益	20,172	19,593
全社収益	6,239	6,150
セグメント間取引消去	8,368	8,553
連結財務諸表の営業収益	211,804	213,693

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	148,285	153,907
「その他」の区分の利益	4,784	4,922
全社費用等(注)	115,751	117,250
その他	7,831	8,064
連結財務諸表の営業利益	29,486	33,515

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,648,275	4,913,833
「その他」の区分の資産	212,822	180,768
全社資産	1,284,145	1,412,757
流動化した割賦売掛金	989,442	1,175,544
その他	2,901	2,755
連結財務諸表の資産合計	5,152,900	5,329,058

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

企業結合によって生じたものであり、報告セグメントに区分できないため配分していないのれんの償却額及び未償却残高は以下のとおりであります。

当期償却額	61百万円
当期末残高	94百万円

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

企業結合によって生じたものであり、報告セグメントに区分できないため配分していないのれんの償却額及び未償却残高は以下のとおりであります。

当期償却額	61百万円
当期末残高	32百万円

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
その他の 関係 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接48.69	資金の借入	資金の借入 (純額)	-	1年内返済予定 の長期借入金	51,900		
									長期借入金	58,100		
							利息の支払	1,233	未払費用	22		
							融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	238,976	信用保証買掛金	800,182
									保証料の受 取	23,570	-	-
								銀行保 証	債務保証	285,708	信用保証買掛金	519,434
	保証料の受 取	13,375	流動資産のそ 他	1,210								

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
その他の 関係 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接48.68	資金の借入	資金の借入 (純額)	20,000	1年内返済予定 の長期借入金	29,000		
									長期借入金	101,000		
							利息の支払	1,019	未払費用	11		
							融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	81,498	信用保証買掛金	608,949
									保証料の受 取	8,761	-	-
								銀行保 証	債務保証	292,638	信用保証買掛金	545,778
	保証料の受 取	15,920	流動資産のそ 他	1,433								

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
会社等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							提携 ローン 保証	債務保証			
その他 の関係 会社の 子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	68,967	信用保証買掛金	206,057
								保証料の受 取	8,918	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							提携 ローン 保証	債務保証			
その他 の関係 会社の 子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	20,601	信用保証買掛金	147,787
								保証料の受 取	2,936	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
特別目的会社数	4社	6社
直近の決算日における資産総額(単純合計)	57,693百万円	64,952百万円
直近の決算日における負債総額(単純合計)	57,564百万円	64,748百万円

(注) 事業初年度の決算が未確定である会社数は、当連結会計年度は2社(前連結会計年度は2社)であり、資産総額及び負債総額には合算していません。

なお、事業初年度の決算が未確定である会社の当初の純資産額(単純合計)は105百万円(前連結会計年度は105百万円)であります。

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権(注)	32,100	-	-

(注) 譲渡対価の金額を記載しております。

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権(注)	73,200	-	-
貸付金	2,400	受取利息	4

(注) 譲渡対価の金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	77.95円	95.33円
1株当たり当期純利益金額		
普通株式に係る1株当たり当期純利益金額	17.46円	15.44円
第一回種優先株式に係る1株当たり当期純利益金額	-	15.44円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14.30円	15.43円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,577	28,690
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	2,161
(うち優先配当額)	(-)	(1,589)
(うち普通株式以外の株主が損益計算書上の当期純利益から当期の配当後の配当に参加できる額)	(-)	(572)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,577	26,528
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,407,885	1,718,092
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	310,806	713
(うち第一回J種優先株式)	(310,039)	(-)
(うち新株予約権)	(766)	(713)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、当社定款第12条の2の規定に基づき、第一回I種優先株式を一部取得すること、及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、平成29年5月31日に取得し、平成29年6月27日に消却いたしました。

1. 取得及び消却の理由

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ安定的・継続的な配当を実施することとしており、また優先株式を買入れ償還することも当社の重要な経営課題としております。

今般、上記の方針に則り、平成30年3月期の利益計画等を踏まえ、平成29年8月に予定されている優先配当年率の引上げや今後の金利上昇リスク等も勘案のうえ、第一回I種優先株式を保有する株式会社みずほ銀行よりその一部を取得(強制償還)し消却いたしました。

2. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類	第一回I種優先株式
(2) 取得した株式の総数	70,000,000株 (注)1
(3) 1株当たりの取得価額	1,051円85銭 (注)2
(4) 株式の取得価額の総額	73,629,500,000円
(5) 取得の相手方への通知日	平成29年5月11日
(6) 取得日	平成29年5月31日

(注)1. 当初発行株式数は140,000,000株であり、取得後の未取得株式数は70,000,000株となります。

2. 当社定款第12条の2に基づき算出しております。第一回I種優先株式発行時の払込金額は1株当たり1,000円であります。

3. 消却の内容

(1) 消却した株式の種類	第一回I種優先株式
(2) 消却した株式の総数	70,000,000株
(3) 消却日	平成29年6月27日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社オリエントコーポレーション	第1回～第12回普通社債	平成26年7月25日 ～ 平成28年12月16日	80,000	150,000	0.22～ 0.88	無担保	平成31年1月22日 ～ 平成35年12月15日
株式会社甲南チケット	第3回普通社債	平成21年8月31日	15	-	1.16	無担保	平成28年8月31日

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	15,000	30,000	25,000	40,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	42,130	47,736	0.57	-
1年以内に返済予定の長期借入金	315,251	269,266	0.83	-
1年以内に返済予定のリース債務	730	1,114	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	473,369	604,819	0.83	平成30年 ～平成37年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,453	1,901	-	平成30年 ～平成35年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	186,200	176,400	0.07	-
債権流動化借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	2,400	1.50	平成36年
合計	1,019,134	1,103,638	-	-

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	207,612	205,972	105,576	71,415
リース債務	899	630	260	93
その他有利子負債	-	-	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	51,666	106,196	159,516	213,693
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	7,964	16,834	26,673	34,099
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	6,233	13,622	22,491	28,690
1株当たり四半期(当期)純利益金額(普通株式) (円)	3.63	7.93	13.09	15.44
1株当たり四半期(当期)純利益金額(優先株式) (円)	-	-	-	15.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(普通株式) (円)	3.63	4.30	5.16	2.68
1株当たり四半期純利益金額(優先株式) (円)	-	-	-	11.35

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	170,435	188,596
割賦売掛金	1, 3 840,249	1, 3 952,349
信用保証割賦売掛金	3,079,654	3,003,102
資産流動化受益債権	4 460,157	2, 4 494,810
信用保証信託受益権	39,292	34,539
関係会社短期貸付金	8,678	8,466
集金保証前渡金	342,422	407,174
前払費用	2,412	2,738
繰延税金資産	13,689	13,392
未収収益	2,501	2,938
立替金	5 20,545	5 6,227
その他	22,685	25,216
貸倒引当金	140,441	134,060
流動資産合計	4,862,283	5,005,492
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,559	49,359
減価償却累計額	26,906	28,097
建物(純額)	20,652	21,262
構築物	1,200	1,205
減価償却累計額	1,017	1,040
構築物(純額)	182	164
工具、器具及び備品	2,477	2,480
減価償却累計額	1,295	1,352
工具、器具及び備品(純額)	1,182	1,128
土地	67,921	67,850
リース資産	4,229	5,644
減価償却累計額	978	1,408
リース資産(純額)	3,250	4,236
建設仮勘定	268	-
その他	36	26
減価償却累計額	29	23
その他(純額)	6	3
有形固定資産合計	93,465	94,645
無形固定資産		
電話加入権	744	744
施設利用権	24	21
ソフトウェア	96,356	117,796
無形固定資産合計	97,124	118,562

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	4,753	6,952
関係会社株式	10,110	10,110
出資金	261	366
長期貸付金	-	2,400
従業員に対する長期貸付金	25	17
長期前払費用	1,049	1,135
繰延税金資産	4,976	3,893
敷金	4,155	4,140
差入保証金	11	10
その他	3,338	4,361
投資その他の資産合計	28,682	33,390
固定資産合計	219,273	246,598
繰延資産		
社債発行費	383	628
繰延資産合計	383	628
資産合計	5,081,940	5,252,718
負債の部		
流動負債		
支払手形	4,097	3,533
買掛金	453,487	517,562
信用保証買掛金	3,079,654	3,003,102
短期借入金	38,400	40,300
1年内返済予定の長期借入金	312,629	265,708
コマーシャル・ペーパー	186,600	176,400
リース債務	721	1,103
未払金	8,798	9,728
未払費用	1,285	1,319
未払法人税等	4,603	3,158
預り金	121,143	124,260
前受収益	22	21
賞与引当金	2,822	3,326
ポイント引当金	-	789
割賦利益繰延	6,171,177	6,167,762
その他	67	118
流動負債合計	4,231,508	4,167,197
固定負債		
社債	80,000	150,000
長期借入金	469,189	602,566
債権流動化借入金	-	2,724,400
リース債務	1,437	1,887
退職給付引当金	9,020	7,440
ポイント引当金	3,647	3,632
利息返還損失引当金	23,677	25,547
長期預り保証金	4,112	3,813
その他	796	641
固定負債合計	591,879	797,930
負債合計	4,823,388	4,965,127

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,015	150,028
資本剰余金		
資本準備金	850	863
その他資本剰余金	-	0
資本剰余金合計	850	863
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	107,404	134,542
利益剰余金合計	107,404	134,542
自己株式	1	0
株主資本合計	258,269	285,432
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	594	2,334
繰延ヘッジ損益	410	272
評価・換算差額等合計	183	2,061
新株予約権	98	96
純資産合計	258,551	287,591
負債純資産合計	5,081,940	5,252,718

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
事業収益		
包括信用購入あっせん収益	42,429	45,211
個別信用購入あっせん収益	54,781	61,366
信用保証収益	65,472	60,519
融資収益	31,213	28,922
その他	1,987	2,024
事業収益合計	1, 2 195,885	1, 2 198,044
金融収益		
受取利息	21	6
その他の金融収益	128	150
金融収益合計	150	156
その他の営業収益	3,763	3,325
営業収益合計	199,799	201,526
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	34,434	32,914
利息返還損失引当金繰入額	18,449	17,172
従業員給料及び手当	25,595	25,383
退職給付費用	1,484	968
賞与引当金繰入額	2,822	3,326
ポイント引当金繰入額	3,594	4,361
計算事務費	20,651	19,660
減価償却費	1,934	2,068
その他	52,261	55,062
販売費及び一般管理費合計	161,226	160,917
金融費用		
支払利息	9,021	6,768
社債利息	285	566
社債発行費償却	57	130
その他の金融費用	1,435	921
金融費用合計	10,799	8,386
その他の営業費用	271	580
営業費用合計	172,298	169,885
営業利益	27,501	31,641
経常利益	27,501	31,641
特別利益		
投資有価証券売却益	14	972
特別利益合計	14	972
特別損失		
有形固定資産売却損	108	100
有形固定資産除却損	8	1
ソフトウェア除却損	-	393
投資有価証券売却損	11	6
特別損失合計	128	501
税引前当期純利益	27,387	32,112
法人税、住民税及び事業税	4,308	4,360
法人税等調整額	60	613
法人税等合計	4,247	4,974
当期純利益	23,139	27,138

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,013	848	-	848	84,264	84,264	1	235,124
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2		2				5
当期純利益					23,139	23,139		23,139
自己株式の取得							0	0
自己株式の処分			-	-			-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2	2	-	2	23,139	23,139	0	23,144
当期末残高	150,015	850	-	850	107,404	107,404	1	258,269

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	689	134	554	80	235,759
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					5
当期純利益					23,139
自己株式の取得					0
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	95	275	370	18	352
当期変動額合計	95	275	370	18	22,792
当期末残高	594	410	183	98	258,551

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,015	850	-	850	107,404	107,404	1	258,269
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12		12				24
当期純利益					27,138	27,138		27,138
自己株式の取得							0	0
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	12	12	0	12	27,138	27,138	0	27,163
当期末残高	150,028	863	0	863	134,542	134,542	0	285,432

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	594	410	183	98	258,551
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					24
当期純利益					27,138
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,740	137	1,877	2	1,875
当期変動額合計	1,740	137	1,877	2	29,039
当期末残高	2,334	272	2,061	96	287,591

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「6.ヘッジ会計の方法」参照)

2. 固定資産の減価償却の方法

資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用しております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、平成28年3月31日以前に取得した構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年又は10年)

(施設利用権)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 投資その他の資産

(長期前払費用)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

(4) ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

(1) 会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

部門	計上方法
包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

(2) 加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

(3) ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当期に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当期から適用しております。

（貸借対照表関係）

1. 部門別割賦売掛金

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
包括信用購入あっせん	107,472百万円	119,160百万円
個別信用購入あっせん	488,122	601,851
融資	244,654	231,337
合計	840,249	952,349

2. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
資産流動化受益債権	- 百万円	2,400百万円

(2) 担保付債務

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
債権流動化借入金	- 百万円	2,400百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高（流動化したものを含む）は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
未実行残高	1,559,311百万円	1,497,786百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 信用保証部門のオートローン等に関するものであり、提携金融機関から融資が実行されるまで、当社が提携業者に一時立替払したものであります。

6. 部門別割賦利益繰延

	第56期 (平成28年3月31日)				第57期 (平成29年3月31日)			
	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
包括信用購入 あっせん	297	1,837	1,980	154	154	1,240	1,099	296
個別信用購入 あっせん	14,237	8,579	11,773	11,043	11,043	11,842	11,510	11,375
信用保証	5,645	59,421	59,080	5,986	5,986	51,660	52,549	5,097
融資	7	15,848	15,847	6	6	13,491	13,490	5
合計	20,172	85,686	88,681	17,177	17,177	78,236	78,650	16,762

7. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

8. 関係会社に対する金銭債権、債務

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
金銭債権		
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を含む)	175,795百万円	202,359百万円
金銭債務		
短期金銭債務	55,243	32,470
長期金銭債務	58,100	101,000

9. 保証債務

他の会社等の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.	1,280百万円	5,868百万円
従業員(住宅借入金)	753	520
合計	2,033	6,388

(損益計算書関係)

1. 部門別取扱高

内訳については「第2 事業の状況 2. 連結営業実績 提出会社参考情報」に記載しているとおりであります。

2. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	第56期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第57期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	14,197百万円	16,695百万円
個別信用購入あっせん収益	35,937	42,134
融資収益	14,784	14,900
合計	64,919	73,730

3. 関係会社との取引高

	第56期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第57期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引高		
営業収益	37,322百万円	25,140百万円
営業費用	10,773	10,991
その他の取引高	10,242	12,047

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価及び貸借対照表計上額と時価との差額については記載しておりません。

貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
子会社株式	9,530	9,530
関連会社株式	580	580

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	29,250百万円	29,136百万円
利息返還損失引当金繰入額	7,239	7,816
減損損失	8,167	8,177
退職給付引当金繰入額	2,746	2,273
繰越欠損金	62,163	56,444
その他	7,872	8,272
繰延税金資産小計	117,439	112,119
評価性引当額	98,473	93,771
繰延税金資産合計	18,966	18,348
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	300	1,061
繰延税金資産の純額	18,666	17,286

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第56期 (平成28年3月31日)	第57期 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)		
評価性引当額	23.3	16.3
住民税均等割額	0.5	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.7	-
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.5	15.5

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、当社定款第12条の2の規定に基づき、第一回I種優先株式を一部取得すること、及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、平成29年5月31日に取得し、平成29年6月27日に消却いたしました。

1. 取得及び消却の理由

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ安定的・継続的な配当を実施することとしており、また優先株式を買入れ償還することも当社の重要な経営課題としております。

今般、上記の方針に則り、平成30年3月期の利益計画等を踏まえ、平成29年8月に予定されている優先配当年率の引上げや今後の金利上昇リスク等も勘案のうえ、第一回I種優先株式を保有する株式会社みずほ銀行よりその一部を取得(強制償還)し消却いたしました。

2. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類	第一回I種優先株式
(2) 取得した株式の総数	70,000,000株 (注)1
(3) 1株当たりの取得価額	1,051円85銭 (注)2
(4) 株式の取得価額の総額	73,629,500,000円
(5) 取得の相手方への通知日	平成29年5月11日
(6) 取得日	平成29年5月31日

(注)1. 当初発行株式数は140,000,000株であり、取得後の未取得株式数は70,000,000株となります。

2. 当社定款第12条の2に基づき算出しております。第一回I種優先株式発行時の払込金額は1株当たり1,000円であります。

3. 消却の内容

(1) 消却した株式の種類	第一回I種優先株式
(2) 消却した株式の総数	70,000,000株
(3) 消却日	平成29年6月27日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	20,652	2,049	100	1,340	21,262	28,097
	構築物	182	5	-	23	164	1,040
	工具、器具及び備品	1,182	77	44	86	1,128	1,352
	土地	67,921	-	70	-	67,850	-
	リース資産	3,250	1,591	-	605	4,236	1,408
	建設仮勘定	268	805	1,074	-	-	-
	その他	6	-	0	2	3	23
	計	93,465	4,529	1,290	2,059	94,645	31,921
無形固定資産	電話加入権	744	-	-	-	744	-
	施設利用権	24	8	0	9	21	-
	ソフトウェア	96,356	24,536	414	2,681	117,796	-
	計	97,124	24,544	415	2,691	118,562	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	140,441	32,914	39,295	134,060
賞与引当金	2,822	3,326	2,822	3,326
ポイント引当金(流動)	-	789	-	789
ポイント引当金(固定)	3,647	3,572	3,587	3,632
利息返還損失引当金	23,677	17,172	15,302	25,547

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1,000株
単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し)	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所 買取り・売渡し(買増し) 手数料	
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.orico.co.jp/company/index.html
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第56期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月28日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月28日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第57期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
平成28年8月12日 関東財務局長に提出。

（第57期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
平成28年11月11日 関東財務局長に提出。

（第57期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）
平成29年2月13日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

平成28年6月30日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

平成29年3月15日 関東財務局長に提出。

(5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成28年7月15日 関東財務局長に提出。

平成28年12月9日 関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

平成28年2月22日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書

平成28年6月30日 関東財務局長に提出。

平成29年3月15日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年5月11日開催の取締役会において、第一回I種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として会社法第178条に基づく消却を行うことを決議し、平成29年5月31日に取得し、平成29年6月27日に消却している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年5月11日開催の取締役会において、第一回I種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として会社法第178条に基づく消却を行うことを決議し、平成29年5月31日に取得し、平成29年6月27日に消却している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。